

平成18年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年3月23日(木)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 川根本町まちづくり基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 川根本町国民保護対策本部及び川根本町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 川根本町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 川根本町介護保険条例の制定について
- 日程第 6 認定第 1号 平成17年度中川根町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成17年度中川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成17年度中川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成17年度中川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 5号 平成17年度中川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 6号 平成17年度本川根町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 7号 平成17年度本川根町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 8号 平成17年度本川根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 9号 平成17年度本川根町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 10号 平成17年度本川根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 11号 平成17年度本川根町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 26号 平成18年度川根本町一般会計予算
- 日程第 18 議案第 27号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 28号 平成18年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 20 議案第 29号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 30号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 31号 平成18年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 24 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第 1 同意第 1号 助役の選任について

- 追加日程第2 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）
- 追加日程第3 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）
- 追加日程第4 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）
- 追加日程第5 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（池の谷キャンプ場）
- 追加日程第6 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	教育長	澤村迪男君
総務課長	山本眞一君	総合支所長	森紀代志君
管理課長	羽倉範行君	企画環境課長	森下睦夫君
企画観光課長	羽根田泰一君	税務課長	鈴木一男君
健康増進課長	小坂泰夫君	保健福祉課長	小澤明弘君
町民課長	藤田至君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山田俊男君
事業課長	中村裕君	出納室長	小坂進君
教育総務課長	筑地秀昭君	生涯学習課長	柴田光章君

事務局職員出席者

議会議務局長 西村太一

開議 午前 9時00分

開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は2月28日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 諸般の報告を行います。

3月2日、3日、6日、7日の4日間、また9日には平成17年度の現場視察をしていただき、平成17年度の一般会計、各特別会計の決算特別委員会を開催、3月10日、13日、14日、15日の4日間、また16日には平成18年度の現場視察をしていただき、平成18年度の一般会計、各特別会計の予算特別委員会及び議運並びに全協を、15日、16日には常任委員会を開催し、新規条例案を協議していただき、終日熱心に御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、原田全修君、澤畑義照君、中澤智義君、中田隆幸君、板谷信君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

4番（原田全修君） おはようございます。原田でございます。

新町として実質的にスタートとなる平成18年度の第1回議会の一般質問の最初に立たせていただきまして、誠に光栄であります。

新町の船出に当たって、議会としても最大限の努力を行い、使命を達成していかなければなりません。私、議員個々としても町長の施政方針を確かめ、是々非々で真摯に対応していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひますが、まず、出だしとしまして、町政で重要なことは町民の意思と視点、この把握、そして町民の意識を喚起するための政策メニューと、これを進めるためのプログラムの提供にあるのではないかと思います。

私が今、手元に持っておりますこの新町建設計画、これは私たちのこの町の、これからのバイ

ブルであるというふうに信じておりますが、三位一体改革の本丸であります地方交付税、交付税制度の改革論議も進む中で、政府の経済財政諮問会議では国による財政保障の見直しが予想されておりまして、我が町も予断が許されない、こういう状況下にあると思います。

また、けさの新聞によりますと、県は22日 昨日に、合併新法に基づく推進構想と支援プランを決めたということで、川根町は一足先に島田市と一緒になるというニュースが載っております。川根がしばらくの間、分断されるということは悲しいことではありますが、我が町も体力のあるうちに、町長の前回の答弁にもありました、再編の波が来る前に、まちづくりの体制を整えておかなければならない、そんなふうに思っております。

そういう中で、本日は質問を2つ、大きく言いますと2つを質問させていただきますが、まず、一番初めに新町建設計画の主要プロジェクトの推進、次にまちづくりの戦略についてということで、大きく2つの項目にさせていただきます。

まず1番の、新町建設計画の主要プロジェクト、これにつきましては、実質的なスタートとなる平成18年度は、新町建設計画に基づく事業展開の基礎づくりに相当な労力を費やす年になると思われます。中でも、まちづくりの目玉となる5つの主要プロジェクトについては、投入される資金、人、時間に対する費用対効果と申しまししょうか、期待できる効果という点で町民の関心は非常に高いものと思われます。いつまでに、何を、どれだけの資金投下で進めようとしているのか、こういった点を伺いたいと思っております。

また、どういう理由でこの新町建設の主要プロジェクトとして位置づけられておられるのか、その必要性、目標、手法、こういったものも明示されるべきでありましょう。5つの主要プロジェクトについて、住民にわかりやすい説明が必要であります。言葉だけが踊り、実体のない政策であってはならないと思えます。

5つの主要プロジェクトというのは、まず1番目に、水と森の番人マイスター認定制度の創設とありますが、この中で、どのようなまちづくりにマイスターを登場させていこうとしているのか、こういったところを主にお聞きをしたいと思えます。

次に、2番目に、新町と周辺地域との交流促進に向けた主要幹線道路の整備とあります。このプロジェクトは、この中で、観光拠点を広域的に結んだ新たなルート開発ということになっておりますが、これは何を指しておりますのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、本川根振興センター、仮の名前 仮称とありますが、この整備及び防災システムの構築というプロジェクト。この中で、防災対策上の拠点機能、地域振興、まちづくりの拠点機能を備えた振興センターを建設とありますが、どのような施設であるのかということを確認させてください。

4番目、日本一安心で安全な銘茶産地宣言プロジェクト。この中で、川根茶クリーンチェーン、これは仮の名前 仮称であります。この確立はどのようにして行うのかというようなところを中心にお伺いしたいと思います。

最後の5番目の、地域光ネットワークの整備というプロジェクトの中で、これは前回、12月の質問の中でお聞きしましたブロードバンド、この内容については削除いたしますけれども、民間業者から提供されるサービス水準を補完する町独自の情報通信基盤を整備するという目的がある

ということなのですが、住民サービス手法の最適な選択肢であるという、そのところが理解できないところがありますので、この辺のところを中心にお伺いいたします。

大きなテーマとしまして、2番のまちづくりの戦略ということですが、私どものまちづくり、当町のまちづくりを推進するに当たっては、過疎化、特に生産年齢の人口が流出をしているという現状から、これを食い止めるための就労の場、就業の場の確保が大事であります。そして、そのための地域資源を活用した事業の創出、前回は新規ビジネスの創出ということの提案を若干いたしました、事業の創出が必要であろう。交流人口の増加を図るために、観光事業の再整備は最重要視すべきテーマであると思われまいます。これらの事業を進めるには、行政、企業、団体、地域住民の連携と責任分担が必要であると思われまいます、町長としては、このまちづくりの戦略をどう描いておられるのか、初めにお伺いしたいと思われまいます。

そして、少し具体的になります、私が取り上げます事業事例を幾つか申し上げますが、こういった事業が展開される場合に、どのように当町行政としては支援や対応があるのかということをお聞きしたいと思われまいます。

具体的事例として、ベンチャービジネスあるいは事業起業、起業家への対応、我が町の資源であります森林、今、山は泣いておりますが、この山をどう活性化させるかという大きなテーマがあります。この中で、間伐材を活用した商品、例えばログハウスを、これ、町内の非常に前向きな取り組みをしている業者さんは既にこういった設計もしておるようですが、こういったようなものの新規事業の開発や、あるいは間伐材を使った、おが粉を使ったシイタケあるいはキノコ類ですね、こういったようなものの開発をしたいということで懸命に取り組んでいる人がおります。こういったベンチャー的な要素の起業家に対する支援というものが必要ではないかと思われまいます。

次に、リゾート開発とか民間企業の当地への進出への対応。

これは、やはりこういったところにも期待をして、経済的にもこの町に活気をつけていきたいというふうに私は思われまいます、ロケーションとしまして、長島ダム周辺の周辺とかあるいは塩郷ダム、こういった湖のようなものを備えている地域、こういったところへのリゾートの誘致や、それをするための一つのルールづくり、景観条例だとか、そういったようなものも必要かと思われまいます、そういったものへの対応も今のうちから考えておかなければならない、そのように思われまいます。

次に、まちづくりのNPOやグループの活動への対応ということで、我が町は、カヌーのまちづくりということをお打ち出しております。私、森林セラピー基地構想ということをお前回、申し上げましたが、そういったようなものも含めて、NPOや、あるいはその他のまちづくりグループが出るための政策、あるいは出た場合の支援ということをお考えておく必要があるかと思われまいます。

幸いNPO第1号が我が町にも誕生いたしました。もと本川根の住民で、あえて彼に敬意を表しておきたいと思われまいますので名前も申し上げますと、内野君という青年であります。彼が代表理事になって、NPOバイオ・リージョンという組織をお立ち上げてくれました。彼らに以後どのような支援をおしていただければか、このようなことを含めてお聞きしたいと思われまいます。

それから、観光事業の再整備とまちづくりへの事業について、地域住民からのいろいろな意見が出ておるようです。私の耳にも相当入ってまいります。eメールで幾つか具体的な提案もいただいておりますが、そういう意味から、町内の観光拠点のネットワークづくり、もう一度見直し

てみる必要があるのではないかと思います。これには長島ダムだとか、あるいは中電という、こういった企業の施設の活用だとか、大井川鉄道井川線との連携、こういったものを含めて、森林レジャーだとか、そういった森林をテーマにしたもの、地域資源をテーマにした住民参加の観光事業の再整備、こういった住民提案への対応ということをお聞きしたいと思います。

最後の提案といたしますか、お聞きしたいところは、町事業の業者に対する委託、これに関しての対応、これもしっかりした基本的な考え方を持って、まちづくりという戦略の中に組み込んでいく必要があるかと思いますが、例えば、きょう取り上げてみたいのは町営バスやスクールバス、こういったもののバス・タクシー事業等、これは地域経済にも大きく影響があるものであろうと思います。どのような考えで今後いこうとしておるのか、こういった事例で町長の所信をお伺いしたい、確かめさせていただきたいというふうに思います。

多岐にわたりますので少し長くなりましたが、まず初めの全般質問ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 原田議員の質問にお答えいたします。

新町建設計画関係並びにまちづくり全般の、大きく分けて2つでありますので、まず、新町建設計画の5つのプロジェクトについて御説明申し上げます。

新町建設計画の中には、新町のまちづくりの根幹となる基本理念を5つ設定しており、この基本理念によるまちづくりには、各分野におけるひとづくりが何より重要と考えております。その基本理念の1つに「自主・協働」があり、地域の住民は、行政、町民活動団体などと積極的に協力し合い、みずからが主体的にまちづくりに参加する町を目指すための主要プロジェクトの1つとして、ひとづくり、住民活動支援体制の充実を図る目的のもと、水と森の番人マイスター認定制度の創設を挙げております。

この制度は、地域に住むさまざまな分野で卓越した技能と経験を持つ人々をマイスターと称して認定する制度を創設し、この認定された方に認定証を授与するとともに、マイスターバンクに登録するような方向を考えております。

マイスターに認定された方は、町内外を問わずその技能や知識を広めるよう、その分野でのリーダーとして、行政と一体となり、あるいは地域団体のリーダーとなり、まちづくりに積極的に活用される仕組みを確立することを目標としております。

このマイスター認定制度の創設については、今後、実施へ向けて細部を検討していきたいと考えております。

マイスターに認定された方々が個々の能力、知識等をさらに研さんする場合は、本人の申請により、その研修等に要する費用を町が助成をすることを考えております。まちづくりリーダー人材育成等事業費補助金の活用をPRしていきたいと考えております。

また、教育機関、地域などがマイスターの派遣を希望する場合には、町が窓口となる方向も検討していきたいと考えております。

例えば、マイスター活用事例のイメージとしては、町内外の小・中学校の総合的な学習時間の講師、町民を対象とした生涯学習、あるいは奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想のインタープリター等のガイドが挙げられ、今後、グリーンツーリズムの進展とともに、その活躍の場は広がってくると考えております。

これに関しても、今年度策定予定の町総合計画の中でも十分検討し、なるべく早期に制度の確立を目指したいと考えております。

2番目の、新町建設計画の主要幹線道路の整備についてであります。

ゆとりと安全、安心で、便利で快適に暮らせるまちづくりのためや、周辺地域との交流促進にも、幹線道路、交通体系の整備は重要であることはもちろんであります。現時点における主要事業といたしまして、国道362号関係では、合併支援重点道路整備事業として水川バイパスの工事が着工し、平成18年度末までの開通を目標に進めております。上長尾バイパスの用地交渉も、地主の方々の御理解を得ながら順調に進んでおり、11月開催の全国お茶まつりには大井川農業協同組合川根茶業センターを参加者に視察していただけるよう、一部区間ではありますが、現温泉スタンドから茶業センターまでの間が開通できるよう、土木事務所をお願いしているところであります。

また、青部バイパスにつきましては、元藤川及び青部地内の用地交渉を進めながら、これに関する青部地内の護岸工事等が進められており、今後、橋梁工事、トンネル工事を施工し、平成24年供用を目標としております。

静岡市と結ぶ富士城バイパスにつきましても、従前より整備を進めております。また、整備が進むよう県に要望をしているところであります。

次に、主要地方道川根寸又峡線ではありますが、先ほど申し上げました合併支援重点道路整備事業として千頭地内の歩道工が着工し、奥泉地内の拡幅工事が進められる予定であり、そのほかの事業でも、徳山地内や徳山 - 沢間間において整備を進めているところであります。

道路整備は、町内の観光施設への集客やリピーターの確保、災害対策や生活・経済活動に欠かすことのできない重要な課題でありますので、当面、既設道路を重点的に整備し、新ルートにつきましては青部バイパスのほかに提案できるルートは現在持っておりませんが、今後も御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会や国道362号整備促進期成同盟会等からの要望を初め、県・国の関係機関に対して強く要望していく所存であります。

特に空港の開港を目指し、今後、国道362号線あるいは御前崎と奥大井を結ぶ道路など、今までは違った需要ができることも想定されますので、そうした具体的なプランを示しながら、早期整備を国・県に要望していきたいと考えております。

3番目の、本川根振興センターの整備についてであります。

総合支所の建設につきましては、新町建設計画に基づき、現在、各関係部署の職員を構成とした作業部会を設置し、建設委員会に諮るべく、職員数や効率的な組織、建物の規模等の基本計画案の作成に取り組んでいるところであります。

その機能としては、地域振興、まちづくりを進めていくために身近なところで住民サービスが不可欠であり、効率的な組織運営ができる事務スペース、会議室等のスペースを考えております。

また、防災対策の面では、広大な面積を有する当町では、地勢、道路事情を考えるとときに、地域を区分けした防災対策を行う必要がある場合もあると考えます。防災対策につきましては、情報は平時、災害時を問わず、あらゆる防災活動の基本であり、本町住民を含め、情報を共有することができるような設備の整備、災害対策本部機能などを考慮し、今後、計画を進めてまいります。

日本一安心・安全な銘茶宣言であります。

近年、食の安全・安心に対する国民の関心は非常に高く、社会的な関心にもなっております。これは当町の最も重要な農産物である緑茶においても例外ではありません。このため、静岡県においては、お茶づくりも茶園管理から荒茶工場、仕上げ工場、さらには店頭に至るまで、すべての工程で安心・安全に配慮したお茶づくりを、一連の管理システムである静岡茶クリーンチェーンの確立を掲げ、静岡の茶業界を挙げて取り組んでいるところであります。

このような状況を受けて、この主要プロジェクト「日本一安心で安全な銘茶産地宣言プロジェクト」にありますように、産地を挙げて地域の生産者から加工、流通業者が一体となって、安心・安全な茶づくりに取り組む必要性が急務であります。町といたしましても、農協等指導機関とも協力し、今後ともトレーサビリティシステム、いわゆる栽培履歴管理の一層の拡充を進めるとともに、講習会等の開催を通じ、異物混入防止対策、表示の徹底等を図ることにより、生産者側の安心・安全に対する衛生管理意識の向上を進めてまいります。

また、さきにオープンした大井川農協川根茶業センターを同プロジェクトの中で核施設として位置づけ、全国の消費者に向けて、川根茶は日本一安心で安全な銘茶であるとの情報発信を積極的に展開していきたいと考えており、本年開催される全国お茶まつりにおいても、川根茶の安心・安全をPRしていきたいと考えております。

さらに、国による「食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針」いわゆるガイドラインが示され、すべての食品製造業者がその適用を受け、この4月から荒茶製造工場、つまりお茶工場も食品衛生法に規定されている管理運営基準の対象となることから、これに向けて各種支援、情報の提供を積極的に実施していく予定であります。

日本一の高品質、高級茶に加え、日本一安心で安全な銘茶として情報発信を積極的に展開していくことが同プロジェクトのねらいと考えております。

次に、光ネットワークの整備の関係であります。

最初に、現状について説明させていただきます。

まず、インフラの状況ですが、ブロードバンドサービスの中で情報通信速度が最も速いと言われている光ファイバー網は、町内では整備されておらず、ADSLが最も通信速度が速いブロードバンドサービスとなっております。ADSLの加入世帯数ですが、平成18年1月現在で約640件となっており、全世帯の20.6%の方がADSLを利用していることとなります。

では、このADSLサービスですが、本町全域で利用可能かという点、接岨、大間、奥泉、八中、久保尾、瀬平、地名地区など利用できない地域もあり、都市と地方あるいは地域内での情報格差が進んでいる状況にあります。

この地域ネットワークの整備ですが、公共施設や各家庭を光ファイバーで接続するネットワー

ク網の整備と、そのネットワークを利用した防災情報システムや福祉支援システムなどの情報提供システムの構築を考えております。

このような中、平成18年2月6日に、情報処理技術や通信技術の著しい進展による地域をめぐる諸情勢の変化に的確に対応し、住民ニーズへの対応を図るための行政施策を実施する際に、その意思決定を支援するための調査研究を行うことを目的とし、総務省東海通信局情報振興課、静岡県企画部情報政策室、役場総務課及び企画環境課により川根本町地域情報化研究会を立ち上げ、検討を始めたところであります。

その研究会の中で、地域情報化の整備に当たっては、情報化により住民の満足度を上げることが重要であり、まず住民ニーズを把握することが大切であるという指摘がありました。このため、平成18年度に地域情報化に向けた住民ニーズ調査を実施し、この結果をもとに研究会を開催し、その方向性を検討、確認していきたいと考えております。

予算規模についてですが、現在ADSLの利用できない地区の1つである地名地区に、民間通信事業者の1つであるNTTがインターネット用無線基地局を設置し、無線アンテナを利用した光ブロードバンドサービスの提供を始めることが決定しております。このようなことから、民間にやっていただける部分は民間にお願いし、民間のできない部分を行政が補うなどの手法をとり、できるだけ予算規模を抑え、最大のサービスが提供できる方法を考えていきたいと思っております。

また、実施時期ですが、住民ニーズの結果や地上デジタル放送化などを視野に入れ、決定していきたいと考えており、特に地上デジタル放送については、放送がデジタル化されることにより現在の中継局ではカバーできないエリアがあると言われており、光ファイバー網を利用し、各家庭へ提供する方法も検討する必要があると考えております。

現段階では実施時期や予算規模の具体的な回答はできませんが、行政の一方的な情報化ではなく、住民ニーズを十分に検討し、より魅力のある地域に適した情報通信基盤の整備を実施していきたいと考えております。

まちづくりの戦略についてであります。

ベンチャービジネス等の、あるいは起業への対応ということであります。

こうした新しい仕事をおこすという必要性は、現在の公共事業の減少、あるいは地域資源を活用したまちづくりを進めるためにも大変重要なことと考えております。しかしながら、その支援等につきましてはさまざまな形があり、町単独ではすべてカバーすることは無理と考え、県・国、各組織を通じて総合的に支援していきたいと考えております。

ベンチャービジネス等の、あるいは起業への対応としては、静岡産業創造機構等あるいは中小企業団体連合会等がその受け皿となっており、そうしたものを活用しながら、土地の確保の問題、あるいは資源活用、あるいはそうしたものが効果的に生きるために特区の申請等、さまざまな面でその状況にあわせて、町としても県・国と連携しながら支援をしていきたいと考えております。

2番目の、リゾート開発等民間企業の進出への対応であります。

基本的な考えとしては、新しく地域内でベンチャービジネス等企业を起こすことに対して、先ほど申し上げたように、総合的に支援をしていきたい。

それからもう一点、現在の社会的な情勢の中で、民間企業の進出というよりも、現在ここで活躍している、あるいは活動している民間企業をしっかりと支援しながら、その維持あるいは事業展開を支援することも大事と考えております。

また、いわゆるリゾートというイメージよりも、先ほど言いましたようにグリーンツーリズム等の地域資源をそこにある人材で活用していく、そういったイメージで、これからこうした地域資源の活用が必要ではないかという基本的な考えを持っております。

また、景観・環境保全に関する条例の制定の質問であります。開発行為に伴う土地利用に対する対応ということで現状を説明させていただきますと、当町では、町内全域にわたる合理的な土地利用の調整を行い、自然環境の保全と町の均衡ある発展を図り、住民福祉の向上を期するため、川根本町土地利用対策委員会が設置されているところであります。

委員会では、施工区域が1,000平方メートル以上の土地の区画形質を変更する事業について、土地利用に関する計画の策定について申請を行っていただき、申請内容の検討については、関係条例等の基準に基づき関係各課との調整を行う中で、川根本町土地利用事業の適正化に関する指導要綱により指導しているところです。

当町は、全国的なブランド力を持つ緑茶、本州随一の原生自然環境保全地域、SL、アプト式鉄道、温泉など、この地域にしかない資源や全国に誇れる資源が存在しており、それらの資源を大切に、自然と人間が共生・調和したまちづくりを目指す必要があると考えております。

平成19年度、県において、全国計画を基本とした県の第4次国土利用計画が示されると思われ。この計画は、国土が現在及び将来における国民のために限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定されるものであります。

平成18年度から、川根本町総合計画の策定に取りかかるわけではあります。この総合計画に即しつつ、県の国土利用計画を基本とし、川根本町における国土利用の基礎となる川根本町国土利用計画を作成する中で、景観形成の指針となる内容を盛り込み、景観・環境保全に対応していきたいと考えております。また、この景観に関しては、川根本町全地域の中で考えるものと、それぞれの地域資源、あるいは想定される交流人口、あるいは我々の暮らしを想定し、それぞれの地区の中で地区限定の景観形成ということも考えていかなければならないと思っております。

3番目であります。

まちづくりやNPOに対する対応ということでもあります。

このNPOというのは、市民が行う自由な社会的貢献活動に対して法人格の付与や税制の特別措置ということで、制度的に支援しているものであります。基本的には、その自由な活動を維持するためには、町がかかわりを持たない方がやりやすいということも考えております。ただし、それらの活動が直接的に地域づくりにつながるような場合には、現在、我々が地域振興関係団体活動補助金等で行っている、例えば婦人会等への支援とか、あるいは産業関係の産業祭実行委員会等への支援、そういったような形で、それが町全体の利益の向上あるいは住民の暮らしを守るために必要な活動の場合には、こうした制度を利用しながら支援していくことが必要だと考

えておりますが、NPOというのは、基本的には自由にやる活動ではないかと思っております。

それから、4番目の観光の再整備等の話でありますけれども、これからも地域住民からの提案、あるいは今まで行われた観光事業を社会経済状況の変化、あるいは道路あるいは空港等の基盤整備の進捗状況において、いろいろな対応を考えていかなければならないと思っております。

先ほどとダブりますけれども、本州随一の原生自然環境保全地域に指定されている大井川源流部、あるいは日本の自然100選の寸又峡、静岡の自然100選の梅地アカマツ天然林・接岨峡、山犬段など貴重な自然が残されております。このような雄大な自然景観の中において、こうしたものを利用する中でエコツーリズムあるいはグリーンツーリズム等に対応し、観光の活性化を図ることが必要だと思っております。

やはり大規模なリゾート開発よりも、そこにある資源を住民の手で生かすこと、それを自分たちの暮らしに生かすことが大事だと考えておりますので、地域住民からの提案等については、その事業内容等を精査した上で積極的に対応し、また、現在行われている支援事業等も、それに応じて対応できるような制度を維持していきたいと考えております。

また、川根本町まちづくり観光協会の設立、あるいはお茶街道推進協議会の設立等、そうした各団体、あるいは組織の連合体としてのそうした組織との連携を図りながら、地域の観光事業の再整備等を進めてまいりたいと考えております。

まちづくりの戦略の5番目の、町の事業の委託に関して。基本的には、町営バスの運行事業等の安全・安心の保障がというような御質問と受けとめております。

町営バスは、平成9年8月に運行開始の小井平 - 久野脇間を走行するせせらぎ号と、平成15年9月運行開始の役場 - 文沢 - 原山 - 地名間を走行するやませみ号の2路線を、武州総合サービス株式会社に運行管理委託を行っているところです。

運行管理受託会社は、地元から運転手を採用し、バス運行に必要な安全教育を行った後に運行業務に従事させており、運転手のうち地元出身者 10人中8人が地元男性であります が大半を占める中、心配されるバス運行路線上の危険箇所は十分に把握しており、乗客への安全は、運行受託会社として一定の確保がなされていると考えております。

緊急時の対応・対処についても対処要綱を作成し、役場担当者、受託会社間で迅速に連絡、対処がとれる体制を確立しております。

また、緊急時の対応として、交通事故等が考えられますが、事故後の検証、補償交渉についても、委託契約の中で委託会社が行う旨の契約が交わされており、事故発生後は警察の現場検証のほか、運行受託会社が独自に事故分析会社に依頼し、より詳細な事故分析を行い、その結果をさらなる安全運行につなげていきます。これらにより、町営バス運行事業運行管理委託の安全・安心への対応はなされていると思います。

以上、たくさん質問がありましたので漏れている部分があるかと思っておりますけれども、再質問でカバーをさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） それでは、少し個々に触れていきたいと思っておりますが、初めの、マイスター制度の件でございます。

「番人マイスター」というような名称で載っているために、いささか疑問もあったわけなんです。おっしゃっている意味は理解はできます。ただし、このマイスターという形で維持をするという前に、私は、この地域の資源であります水と森という、まさに町のコンセプトでもある水と森の価値を高めるということがまず第1であって、面積の9割を占める森林へチャレンジをしていく、そういう姿勢をまず初めに打ち出しておいて、そして次に番人マイスターをつくっていくんだ、こういうプロセスがあってしかるべきだと思っております。

そういう意味から、先にマイスターがあるのではなくて、どうして、どのようにまちづくりをしていくのかということで、このマイスターをどのように登場させていくのかと絡めて質問させてもらいたいという意味でありました。どのようにまちづくりをしていくのかということ、森林というマイスターというものを使ってやっていくという構想をお聞きしたいということであります。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうした、いわゆるインタープリターあるいはガイド的なものについては、そうした存在があって我々の自然を幅広く活用できるということと、もう一つは、ここに住んでいる住民がそうした説明あるいは案内等を聞きながら、この地域に興味を持って、その魅力を知っていただく。特に、先ほども言いましたように、こうした人の存在というのは小・中学校、あるいはまだその魅力を知らない人にとっては有効な存在になるだろうと考えております。

地域資源をまず守ることが先決かという意味の御指摘かと思えますけれども、私は現在、相当レベルのこの地域資源があるということで、それをさらに守り、磨きをかけることと、こうした磨きをかけるには住民たちがそれをしっかり認識し、誇りを持たなければならない、そういう意味で、こうしたマイスターあるいは案内する方々、紹介する方々の存在は同時に必要だろうと考えております。そしてこの地域の、先ほどベンチャー企業という話もありましたけれども、その1つに、やはり多くの方々にここを訪れていただいて自然を楽しんでもらう、その中で我々も暮らしを成り立たせていく、そういった、いわゆるグリーンツーリズム的なこれからの事業展開が必要だろう、そういった意味で、こうしたマイスター制度というのがいろいろな意味で活用できるのではないかというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 静岡県は、今年11月までにマイスターの認定制度というものを設けるということをおっしゃっていますが、当町の、このマイスター制度とはちょっと違ったものであろうというふうに思っております。当町のこのマイスター制度、いつまでに、どんなような形でつくっていくと計画されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 少し答弁がダブりますけれども、先ほども、総合計画の中でさまざまな方々から御意見をいただきながら、1年間をかけてこうした住民の思うまちづくり、必要とするまちづくりを検討していきたいと考えております。

また、この新町総合計画に載っているすべてでありますけれども、新しく誕生した、私、第1

期目の町長として、この4年間というので、その中で方向づけをしっかりとするのが私の使命かということで私としては考えており、そうした中で、それぞれ順次住民の意見を聞きながら、こうした制度の確立に向けて進めていきたいと考えております。

基本的には、このマイスター制度に関しては、総合計画でのワークショップの中で議論をいただきながら詳細を詰めていきたいと考えており、基本的には、この平成18年度の中に大綱というか、基本的な方向を出したいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 言われる意味はわかってまいりましたが、ぜひとも、森林という広大な資源が今、眠っているわけでありますので、放っておくと死んでしまうというくらいの心配をしておりますので、どうか森林へのチャレンジを続けていながら、マイスター制度、これを、いいものをつくっていただきたいと思っております。

次の質問でありましたが、主要幹線道路の整備というプロジェクトということで、何か具体的なものがあるのかなということでお聞きしたわけなんです、特にプロジェクトとして取り組むべきような道路開発ではないというふうに受けとめます。

私は一つの提案としまして、バイパスができると、例えば上長尾、高郷のような商店街が車の行き来がなくなって寂れていくではないかという心配があるというようなことも耳にしておりますが、私は逆に、旧街道の商店街再開の絶好のチャンスであるというふうなとらえ方をしております。特に、この近くの上長尾、高郷、この街道を見てまいりますと、お茶街道づくりという一つのこれからの事業が地域ぐるみで展開されようとしているときに、ぜひともこの街道を、現在の国道なんです、ここの街道を少しロマンチックな街道づくりにしていくというようなものを含めた、お願いしたいのは、そういった意味での道路開発プロジェクト、主要幹線道路の整備、こういう形でぜひ進めていただくようお願いしたいと思います。

その辺のお考えがもしおありでしたら、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 道路整備に関しては、その後の道路の活用という以前に、まず362号線あるいは473号線の狭隘箇所あるいは危険箇所の改修等、これはプロジェクトと位置づけて、行政、住民あるいは関係機関一体となって進める大きな事業と私は位置づけております。

これは住民だけでも完成しませんし、あるいは役場がどんなに頑張っても、国の補助採択等がなければいけません。また、住民の方々の協力がなければ道路の拡張は進むものではございませんので、やはり地域住民、行政、そして国・県、関係機関が一体となって、早急にこの地域の暮らしを守るために、例えば国道362号線、473号線の道路整備を進めていきたい。

また、結果的に合併支援道路で上長尾バイパス等の予算がつきましたけれども、これにも相当長い間、先人たちの苦勞があって現在があると考えております。現在の道をよりよい道路にするため、私はまずそれが第一義的な目的と考えており、それを活用してさまざまな団体、地域の方々が、新しい道路との関係を生かして、整備された道路を生かしてまちづくりをする、それが次の段階であろうと考えています。ここに関しては、ここでいうプロジェクトというのは、道路の整備を重点的にこれからも進め、あるいは1年でも1日でも早く整備を終わる、そういうふう

な位置づけで考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 私は、私の先ほどの提案にありましたように、ぜひともまちづくり、街道づくり、こういったようなものと連動したプロジェクトであってほしいと願っております。まずは先に道路を整備して、きれいな広い道路を整備して、その後、現在の道路の活用を考えていくということではなくて、同時に今からスタートをすべきだろうというふうに思っております。でないと間に合わなくなってしまう。

私は、全体的に通じてこういう今度の提案をしておりますのは、一つの目標、時期の設定が必要だろうというふうに思っております。それは、静岡空港の開港が平成21年だということを聞いております。そして、12月の議会でも、町長も関心を持っておられるという答弁のありましたビジット・ジャパン、こういったものにつながってくる。こういったときに、この地域の魅力づくりをどのようにしていくかということが重要であろうかと思っておりますので、このような提案をしているわけでありまして。

さらには、2007年問題と言われております、団塊の世代が退職をする時期を迎えてくる。こういった人たちをどのような形で交流人口増大にくっつけていくかということも大事なものだろうと思っておりますので、このような質問をしているわけでありまして。

どうか、まだ時間はありますので、バイパス道路建設と同時に、この地域全体が道の駅のような形になるような開発といいますか、健全な開発をしていくようお願いしたいと思っております。

時間もたくさんありませんので次に行きますが、本川根町振興センター、これは総合支所ということで理解はできますが、相当高額な予算投下ということを考えておるように、これは建通新聞というので以前、見たことがあります。単なる、単なるといいますか、箱物であってはいけないということは、もう今は常識であります。ぜひとも地域振興、本当の意味での地域振興となるような形での総合支所建設をお願いしたいと思っております。

そのためには、住民の意思と期待に沿った有効な使い方をお願いしたいと思っておりますが、その辺のところをぜひよろしくをお願いしたいなと思っております。

次に、川根茶クリーンチェーンの展開ということであったわけなんです。ここで少し再質問をさせていただきますが、これも敬意を表する意味で個人名を出させていただきます。例えば川根インダストリーさんだとか、諸田製茶さん、懸命な努力を積み重ねてお茶を素材とした製品開発をして、この地域の雇用の場づくりに尽力されてきております。川根茶のPRにぜひこういった地元企業、この方々の努力を入れていただいた総合的なPR作戦もお願いしたいと思っておりますが、この点いかがでしょうか、お聞きしたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的な5つの主要プロジェクトの認識から、ちょっと説明させていただきませけれども、やはりこのプロジェクトは大事なことだということで議論されて、ここにまとめられてありますので、このプロジェクトの実現に向けて、先ほど言ったように努力してまいり。したがって、このプロジェクトから派生するまでここに入れてしましますと、その焦点あるいは

対象あるいは期間等がぼけてきますので、ここに明記されているこの5つのことに、まずこれを実現させるということで取り組んでまいりたい。そういう意味で、先ほどの道路整備の意見を述べさせていただきました。

このブランドの維持、強化でありますけれども、確かに言うとおりに、今まで個々の方の努力でこの川根茶というのが維持されてきた。それで成果が上がってくる時代はもう既に終わったということで、あるいはそれだけではなかなかこの現状を脱し切れないということで、さまざまな業種間を超えた組織を立ち上げております。先ほど言いました川根お茶街道もしかり、あるいは今度設立しました川根まちづくり観光協会も、さまざまな団体が入っております。今回完成いたしました川根茶業センターも、荒茶の集積所としてのさまざまな関係者が協力して、現在、設立に向け協力してきましたし、これからもあそこを核として茶業関係者が川根茶のブランド力の維持に努めてまいりたいと考えている。そういう意味では、さまざまな団体の方が協力する場というのをつくってきたと私は思っております。

今後ともそうしたものを生かしながら、それぞれの努力が面的に広がっていくように協力、支援、あるいはその団体である川根本町茶業振興協議会も設立をいたしましたので、そういった組織を利用しながら、それぞれの努力をさらに結集して、川根茶のブランド力の維持に努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 株式会社川根インダストリーさん、諸田製茶さん、この企業は、御承知のようにお風呂へ入れる入浴剤だとか、あるいは食べるお茶だとか、こういった健康そのものに影響するようなきれいなものを開発してくれておるわけであります。そういう意味で、クリーンチェーンというようなところでの位置づけもあろうかと思えます。

ぜひそういった取り組みを、このクリーンチェーンにはまらないとするならば、また別のどこかで、まちづくりの戦略の中にも含めても結構なんですけど、ぜひともこういった企業が懸命に努力してくださっているということを意識した町政を展開していただきたい、そのように思っております。

5番目の、地域光ネットワークの整備。

これにつきましては、ADSLを640件、それ以外のところをどうカバーするかというお話もありました。技術の進歩、革新は著しいものがあるわけなんでして、御承知のように、中国が今、爆発的に伸びているというのは携帯電話だとかADSLだとか、そういったような話になるわけなんですけど、これも先ほどの、地名のNTTの無線系のブロードバンドという話もありましたように、私もこういったところに魅力を感じております。ですので、現状では相当な投資をしないと光ケーブルは張ることはできません。そういったことを踏まえて、技術動向をよく見ながら、どういう形で住民サービス手法をつくっていくのかということでやっていただかないと、前回、12月の議会でも少し触れさせてもらいましたけれども、10年後には基金がなくなってしまう、起債残高ばかり増えていく、こういうようなカーブの財政シミュレーションでは、これは困るわけでありまして、そんなことを含めて、大きな投下をする場合にはよくよく慎重に検討していただきたいというふうに思っております。その点を確認させてもらいたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 主要プロジェクトの5つの中で、当町の自己負担が最も多くなる、あるいは維持・管理が多くなるというのは、この5であります。しかしながら、これからの情報化社会の中で、逆にこうした山村地域こそ、こうした情報ネットワークが、定住を促進するためにも、あるいは先ほどのベンチャー企業を起こすためにも必要だろうと考えております。そうした中で、やはり、できたけれどもだれも使わない、住民福祉につながらないということでは意味がないということで、先ほど言いました、住民ニーズと、あるいはそれとあわせて行政としてはこうした整備をしたい、両方を考えながら全体像をつくっていききたいと考えております。

我々単独で、あるいは補助事業等を受けて単独で光ファイバー網を張るということは、到底現時点の単価では無理でありますので、既存の企業あるいは組織等のこうした光ファイバー網を利用しながら、あるいは無線系を利用しながら何とかネットワークができないのかなということで、今後ともさまざまな情報収集をしながら検討していきたい。

私としては、何とかこの光ファイバー網はつくりたいという強い気持ちは持っておりますけれども、先ほど言いましたように、多額な資金がかかるわけでありますので、そうした、これができればこういったサービスができるよということ、そしてこのくらいの初期投資がかかり、これくらいの維持経費がかかりますということを住民にお示ししながら、最終的な判断をしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） もう一度申し上げますが、この光ファイバー網の構築ということについては、よくよく注意を払って計画をしていかなければならないということを申し上げたいと思っております。

技術革新は確実に進んでまいりますし、先日もNHK特集でやっておりました、放送と情報の融合というのをどう図るかというような話もありました。若者定住というものも、まさにこういったところをうまくクリアしていかないと、魅力を損なって都市部の方へ流れていってしまうという現象、これは何としても食い止めなければいけない、それはわかっておりますが、どうか効率的な投資を図っていくように十分な検討をお願いしたいなと思っております。

時間がありませんので、質問2、まちづくりの戦略ということの中で、ベンチャーの扱い方。

これは町長、御答弁ありましたような、国・県の受け皿を使いながらの支援をしていきたい、こここのところにぜひ期待をしたいと思えます。

現在、特に産業課あたりで扱っていることなんでしょうか、農家の支援、農業経営者の支援、こういったところで、実は先ほどのキノコの栽培だとかというようなものに何とか支援がもらえないだろうか。間伐材を使って、おれは今、キノコをつくっているんだ、しかし、そういう支援をしてくれる、補助してくれる制度もないために、もちろん資金的にも心細い、精神的にも心細い、何とかしてほしいなというような声もあります。一つの事例としてキノコ栽培、間伐材のおが粉を使った、そのようなものが何とか、ベンチャー的な要素があるんですが、支援ができないか、そここのところをひとつお聞きしたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 既存のこうした、いわゆる農林業の育成とともに、現時点の社会情勢や、あるいは環境意識の高まりの中で、それを利用しながら新しい産業、あるいは個人的に言えば企業を起こすということが可能ではないか。そのときの情報提供あるいは物事の考え方等については、行政としてさまざまな情報が集まってくるので、御指導できるのではないかと考えております。

例えば間伐材の活用についても、間伐促進は、国・県あるいはこの地域にとっても重要な課題であります。したがって、その間伐材が利用できる、そのことによって間伐が進むというような一つの流れができていけば、そこに応用できる補助金等、あるいは現在行われている森林環境税、そういったものの活用等、いろいろな今後の展開はあろうかと考えております。

いわゆる単純にキノコを生産するのではなくて、それがひいては地球環境あるいは森林の環境保全につながるんだというような、そうした位置づけ、あるいは総合的な計画をつくり、そういう中で支援することの御理解を得、また、当てはまる補助体系等を探していきたいと考えております。

そうした時代の流れをしっかりと的確に読み込んで、それを地元の産業育成に役立てる。その役目というのは行政が大きな役割を持っているだろうと考え、議員御指摘のとおり、そのような面では力を発揮していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） ありがとうございます。

今、町長から非常にいいヒントをいただいたものですから、ぜひとも勇気を持って進めるように、森林新税の使い方、環境への貢献をしているんだというようなことを含めて、彼らに勇気をつけていってやりたいというふうに思っております。

次に、リゾート開発云々、このテーマでありましたが、グリーンツーリズムをベースにした開発といいますか、事業進展を図っていききたい、それにはまた地元の企業に対する支援といいますか、そこに重きを置いた政策をとっていききたいと。これまた私としましては非常にうれしい御答弁でありました。

町の土地利用委員会といたしましたか、1,000平米以上の開発をする場合に一つの制約がかかるというふうにも、今、受けとめたわけなんです、それ以下であれば、こういったものは比較的、楽にとっては語弊がありますが、進めることができるか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 1,000平方メートルというのが、これだけのある程度まとまりがあると周囲に対する影響が大きいということで、一つの線が引かれると思います。また、景観並びに環境を保全するために、地域の中で一つの決まりをつくっていこうという流れ、これは相当住民の方々の景観に対する、あるいは地域資源に対する意識が高まってこない、逆に規制を受ける側の立場になれば異論が出てくると思いますので、これはやはりもう一度さまざまな取り組みの中で、我々はすばらしい地域に住んでいる、そしてすばらしい景観を維持することがこれからの暮らしを守ることにつながるんだというような、言い方は悪いんですけども、そうした意識啓発

をしながら、その中で、ではどうやったら守っていけるんだらうねという話が出てくる。その中で、こうした条例をすることで、少なくとも外部からの乱開発は防げる。また、小さなことでも自主規制ということで、こういうことをやっていけば心地よく暮らせますねというような、そういう意識啓発をしていけば、こうした景観は守れるだろう。

その中で、では、それを形にした場合どうなるんだ。例えば1,000平方メートル以下でも規制すべきなのか、そこは自主規制なのか、そこら辺の議論をしていかなければならんと考えておりますが、いずれにしる、住民の方々がそういう意識を持つことがまず先決で、それをやりながら法的な縛りをかけるか、必要があればそれをしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 理解はできます。

事例を申し上げまして、先ほどログハウスを、ちょっとモダンなログハウスを設計しているという業者がこの地元におります。ぜひ私はこの間伐材、あるいは間伐材でなくても、もちろん地元材を使ったこういったものを、この土地の、この地域の一つの創出できるビジネスとしてとらえることができるのではないかと思いますので、今のお話をまた伝えていき、具体的な計画をするように彼らに話をしていきたいと思っております。

次に、NPOの話につきましては、自主的な活動であるということで、それに行政は直接タッチすべきでないということ、もちろんわかります。しかし、NPOまでいかないまでも、自主的に何とかまちづくりをしていきたい、いい方向へ持っていきたい、そういうグループがもう幾つもあります。しかし、現状では、このグループに対する支援措置というようなものがなかなか難しいというふうに聞いております。

どうかこのまちづくりのグループに対して何らかの支援をお願いできないかというふうに思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 一連の先ほどからの、まちづくりも含めてですけれども、それぞれの、行政側からすれば、いわゆる民間の方々がそれぞれの目的で営業あるいは活動をされている、その目的に合った中で、それがこれから行政として、行政のやるべきものを補完する場合、あるいはその企業あるいは民間の方々の活動が全町的な福祉に貢献する、そういったものがあつたときに初めて行政として財政支援ができるのではないかと。一義的にそれぞれが頑張っているから、すべて行政として支援する、それだけの余力というのが現時点では財政に私はないと考えておりますので、ここはケース・バイ・ケースでいくしかないのかなと思っております。

もちろん、基本的な流れとして、行政が今まで行ってきた部分から民間の方の協力、いわゆる住民と行政の協働作業がなければ町は進まないと思っておりますので、そうした民間の方々の支援をすることが、これからのまちづくりにつながるという基本的な考えは当然持っていますし、その方向で進んでいますけれども、すべてのそうしたものに関してあまねく支援体制ができるかということ、やはりそれはどこかで線を引かなければならないだらうと思っております。それに関しては、NPOに限らず、自分たちのできる範囲でやっていただく部分というのものもあるだらうと考えております。

逆にこちらが支援して、そうではなくて、自分たちのできる部分、プラス我々の行政的な支援をすることによって全町的な活動をしていただきたい、そういったことをお願いする場合もあるだろうし、自分たちのできる範囲で、本当に自由に始めて、あるいは自由に終わる、そういった活動もある。でも、そういった総体的ないろいろな立場の活動があって地域全体が支えられていく、そんなふうに思っておりますので、個々のものに対してその内容を精査しながら支援というのは、現時点での制度の利用あるいは新しい制度の創設というようなものも含めて、必要があればちゃんと対応していきたい。それを促すのはやはり住民の意思であり、議会の判断だろうと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） グループへの支援ということで、今、町長のお話の中に福祉的貢献度というようなものがありました。私は、それに限らずもっと全般的な、まちづくりというものに対して積極的なグループ、そういう仲間には何らかの支援措置があると勇気が出てくるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひともそういった関係、どこの部署へ言ったらよろしいかわかりませんが、ぜひ親切な対応をお願いしたいと思います。

そして、まちづくりという意味で支援をできる、どのような範囲で、どのようなものなら町の方としても支援ができる、その辺のところをぜひまちづくり全般の中で、これから御検討しをお願いしたいと思っております。

総合計画というものが平成18年度、着手されるということですので、ぜひこういったところにも触れてもらいたいというふうに思っております。

4番目の、観光事業再整備への提案等、いろいろな声が今、出てきておりますが、この中で、先ほど少し話に出ておりましたが、この町は、やはり観光立町という大きなテーマで進めていかなければならないと思っておりますが、私、議会の中でもしつこく言っております、景観伐採というものをどんどん進めていただきたいと思います。観光客がこちらへ入ってきたときに、うっそうとしたスギ、ヒノキの林の中を走って行って、せっかくの川が見えない。きれいな寸又川の流れも見えない、大井川も見えないというような所では、やはりリピーターも減ってくるだろうというふうにも思っています。

そういうことで、景観伐採は300万円とかというような話をこの前、聞きましたものですから、非常に少ないなというふうに私は直感いたしました。どうかそういう意味で、森林新税をうまく使いながらという町長の話がありましたけれども、そういったことも含めて、ぜひ景観をきれいにするような政策を早目に打ち出していきたい。何度も申し上げますけれども、ターゲットは平成21年の静岡空港開港だと私は思っております。それへ向けての整備をお願いしたい、そんなふうになります。

景観伐採の件、いかがだろうということで質問します。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 議会という場ですので、やはり行政に対する、行政どうなんだという御質問になってしまいますけれども、基本的には行政もそれをしっかり、景観伐採に関してはやっていかなければならないと思っております。今までも当然やってきましたけれども、私有地の木に

対して切らせていただきたいという話ですと、なかなか交渉が難しい部分がありますけれども、そうした全体的な交流人口を増やす、あるいは観光立町としてこれからも頑張っていくためには、こうした景観というのが大事だという意識を皆さんに持ってもらうよう努力していきたいと考えております。

また、行政だけというよりも、こうした自分たちの集落の周辺をきれいにしようという意識は、例えば自治会あるいは学区、いろいろな団体の中でも可能かと思えます。そうした地域全体として景観を守っていきこうというような流れをつくっていかねば、行政の、いわゆる間伐関係あるいは観光関係の資金だけでは、とてもこの広大な面積に対応し切れないと考えております。こうした地域全体で景観に対して意識を高めて、少しずつみんなで作業をしていく、そういったまちづくりをしていきたい。

これもやはり先ほど述べたように、総合計画の中でそうしたものを私は位置づけながら、では、それを実現するためにはどういった仕組み、役割があるんだということを行政、団体、住民の方々が、あるいは地区の方々が意識するような、そんな総合計画にしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君、残り1分となりました。よろしく申し上げます。

4番（原田全修君） では、1分でまとめます。

景観伐採につきましては、ぜひ林業家の皆さん方も深い理解をお願いしたいと思っておりますが、ぜひ町長、リーダーシップを発揮していただき、トップセールスでぜひ口説いていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

最後にバス事業、スクールバスあるいは町営バス、これにつきまして、今、はっきり申し上げまして、安全・安心という点でどうかという疑問が私にはあります。2つの町外の、東京に本社があるというふうに聞いておりますが、これは安全運行という点で、営業所が静岡市あるいは掛川市にありますが、この間で運行管理者が向こうにありまして、こちらにはおりません。運転手は電話で連絡をしながらやっているというようなこと。

それから、競争原理ということで、一番初めにスクールバスに参入した大鉄さんは、これは撤退を余儀なくされました。これは競争入札で負けたということではありますが、私は、この中に安全・安心という要素がかなり欠けているのではないかというふうに見ております。次の、平成18年度に契約更改があるということなんですが、その辺のところをよく認識された入札あるいは業者選定というものをお願いしたいというふうにお願ひ申し上げまして、全体での質問を終わりにさせてもらいたいと思います。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 最後のバス事業であります。今後とも町営バスを運行しながら、町民の足の確保というのは必要と考えております。

したがって、それを継続的に運行するためには、経費というものを十分考慮しながら、もちろん安全が大前提でありますけれども、運行経費等の節減あるいは合理化というのを進めてかなければならんということで、現在の状況になっております。

今後とも安全の確保、もちろん法にのっとって安全の確保を進めることはもちろんでありますけれども、今後、バス路線の拡充等も検討していかなければならない中では、そのコスト意識というのを持ちながらやっていきたいと思っております。

もう一点、では、毎回毎回厳しい入札の中で一円でも安い業者という方向がこれからも永遠に続くかという、それもやはり行き過ぎた面があるだろうと思っております。我々も今までの入札制度の中で、このくらいが一つの目安かなという基準値を持つことができましたので、そういった意味を含みながら、これからは安定的な運行ができるよう、あるいは業者としても運転手の安全管理が徹底できるよう、複数年の契約等を行いながら、そうしたさらに安全な運行ができるよう、行政側としても配慮していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたしたいと思いません。これで原田全修君の一般質問を終わります。

次に、澤畑義照君、発言を許します。5番、澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 5番、澤畑でございます。一般質問をさせていただきます。

まちづくりの論理といいたしめようか、実践論はいろいろな角度から見てたくさんあるわけで、それをいかに実現させていくかということがポイントになると思うんですけども、私は、各地区を回っているいろいろな会議の中でお話をすると、住民がすごく強い要望を持っております。これを何とかしてくれ、してもらいたいというふうな強い要望があちらこちらから聞こえてきますし、また、実際に行ってみると、その声が聞こえます。

とすると、私は何をしたらいいかということになってくるわけで、非常に戸惑う点もあるわけですけれども、とにかくどちらにしても、足元をよく見詰める、そして住民が主体となる行政を進めなければいけない、これが私の基本でございます。もっと言うならば、合併してよかった、本当に合併してこういうことがよくなったんだという事実ができるかどうか、つくっているかどうか、この視点で、総論を避けて、住民の強い要望にこたえて町長さんに4点、そして教育長さんに1点、御質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、これは前々から出ていることでございますけれども、特に平成18年度の各地区から、今、前段にお話ししましたような要望がたくさん行政側に提示されていると思います。具体的にそれが推進されているかどうか。推進されているとすれば、それが各地区の方へどのように流れているのか、納得しているのか。この点が、つながっているのかどうか、今、何をしているのか、要望に対してどういうことを行っているのか、これについて1点目を、特に私の周りの崎平区、田代区、青部区についてできればお伺いをしたい、このように思っております。

それから、2点目でございますけれども、県道77号線、青部から千頭へつながる県道でございますが、現在、沢間と下沢間と徳山の方を道路工事をしております。特に沢間から青部へ来る人たちが、非常に狭い道路が2カ所、3カ所ほどありますので、特にこのごろ、青部バイパスを利用すると5分ぐらい早く町場へ行ける、そういう事実があります。ですので、相当車が77号へ入っていく、青部バイパスからですね。そういう現状もあって、聞きますと、車や大きいバスが来たりすると 給食車ですね、非常に危ない、岩の方へくっついてよけなければならない、こう

というようなことを言っております。これは沢間区の人たちです。特に集会所が青部にありますので、そこでいろいろな会議があるわけですが、その中へ行くときに、そういう声が聞こえます。これが2点目であります。

要するに、これから77号線をどのように拡幅していくか、青部側ですね。このことについてお伺いしたいと思っております。

それから、3点目ですが、駅のトイレの問題です。

特に、青部の駅にはトイレがありません。簡易トイレが2つ置いてあるんですが、私も行ってみたんですけども、ロープで縛ってあります。子供たちも学校へ通うのに電車で通っていますから、非常に不便さを持っておりますし、それから観光客も、あそこにキャンプ場もありますし、それからつり橋もあります。よく来るそうです。また、来ます。どこで用を足すかという、茶原へ入って用を足す。非常に困っている、こういう声も聞いております。全くトイレが青部駅にはありません。

崎平も同じです。使おうとすれば使えますが、とても使えるような状況ではございません。

全線を見てもみると、非常にいいトイレがいっぱいできています。大井川鉄道。青部と崎平だけああいうふうな状況でありますので、これを何とか早く、大鉄の関係もありますが、いい方向へ持って行って早急にトイレを造っていただきたい、このようなお願いでございます。

それから4点目でございますが、これは12月の議会で質問したわけですが、その質問につきまして、保育料の減額を運営委員会で決定する、運営委員会で協議するというふうな御答弁をいただきまして、その結果がどうなっているか、進捗状況についてお伺いしたいと思っております。

それから、大きく2番でございますが、教育関係でございます。

これも12月に質問させていただいて、大変申し訳なく感じておるところでございますが、私の非常に大事な視点でありますので、ぜひこれも、教育委員会の会議の中で教育方針を決定していくという12月の御答弁をいただきましたので、もう既に教育委員会議が行われてきたと思います。その結果がどのようになっているのか。特に三粒の教育が、ただ生産的な活動だけではないわけで、私のねらっているところは、ただダイコンの種をまいて、それが成長していくという収穫の教育ではございません。そこからスタートして、人や物のことの価値認識、そういったものを教室の中に入れていただきたい、このように考えているわけでございまして、これも教育委員会議でどのようなお話し合いがなされたのか、その結果についてよければ御答弁をいただきたい、このように思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 澤畑議員から3つの質問がありましたので、1番目、2番目について私の方から説明させていただきます。

平成18年度の地区別要望事項が行政に提示されているが、進捗状況はどうかということであります。

これに関しましては平成17年6月あるいは7月に、当時の旧本川根町、旧中川根町のやり方に

よって、それぞれ区から要望事項をいただいております。その後、当然その要望事項の中で、各課において緊急性あるいはその事業効果、あるいはそれを実施する場合の用地交渉等の状況、あるいは利害関係者がいないか、そういったことを精査させていただきながら、必要なものは平成18年度、きょう御議決いただきます平成18年度に区の要望として盛り込んであります。

また、今後まだまだ実施に向けて、国・県との調整あるいは国・県への要望、あるいはまだ優先順位を決めかねるといようなものに関しては、次年度以降の検討課題としております。

そのことにつきましては、それぞれ、例えば旧中川根町の場合には、予算化をいたしましたということについて区に御報告をさせていただいております。また、旧本川根時代にいただいたものに関しては、今月中に区の方に、これとこれが予算化されました、これについては検討させていただきますというようなものを文書にて回答することになっております。

また、これを受けて新年度の区の役員会あるいは総会等で、さらに漏れたものについては精査していただき、優先順位をつけていただいて、今年度も、平成18年6月、7月等にまた要望をいただきたいと考えております。

それぞれ、私もそうでありますけれども、こうした区の中で優先順位をつけられた事業に関しては、今後とも積極的に対応していきたいと考えております。しかしながら、大変財政状況厳しい折でありますので、その事業の効果がある特定の地域に限定されたものなのか、あるいはこれをやることによって全町的な効果があるものなのか、あるいは住民の安心・安全に直結するものであるか、そうした評価あるいは効果、優先順位をつけさせていただきながら予算化をしていきたいと考えております。

場合によっては、なかなか地区の方々の、あるいは個々の方々の努力で対応していただかなければならないというのも、こうした厳しい情勢の中で出てきておりますので、これに関しても行政と区がしっかり話し合いをしながら実施について協議をし、理解を得ながら、こうした要望に対応していきたいと考えております。

それから2番目の、77号線の沢間 - 青部間の拡張工事でありますけれども、先ほど議員御指摘のとおり、徳山側を通過する方が時間が短縮するよというような感覚を皆さんお持ちですので、少しずつ流入量が増えるだろうというのは私も感じております。したがって、このことについては、そうしたものを県に要望しながら、部分改良等が可能なら対応していただくよう要望していきたいと考えております。

いずれにしましても、バイパスが全線開通すれば、そちらの方でも対応可能と考えておりますので、そこら辺の全体計画との進捗状況とも兼ね合いながら、県に要望活動をしていきたいと思っております。

3番目のトイレでありますけれども、これは、旧中川根町では地名、下泉、田野口、徳山を、それぞれ県等の観光関係の補助をいただきながら整備してきた経緯がございます。したがって、私としては、青部、崎平もこうした県の補助等を活用しながら整備をしていきたいと考えております。現時点でまだ平成18年度の予算措置はしておりませんので、今年度、対応をしていきたいと考えております。

また、その後の管理・運営に関しても区と十分協議していただきながら、当然区としてもかか

わりを持っていただきたい、当然大井川鉄道にもかかわりを持ってもらいたい、そうした中でトータル的な維持・管理のコストを下げている、そういうふうを考えております。必要性は認識しております。

また、今後こうした駅を中心に、さまざまなウォーキングコース、ハイキングコース、そうしたものも利用していただきたい、設置していききたいというふうに思っておりますので、単にトイレを要望するだけではなく、それを利用して多くの方々に、地元住民はともかく多くの方々にありていただき、何らかの交流人口の増大になるような区のプランというのも考えていただきながら、そういったものと並行しながら駅のトイレの整備、あるいは駅周辺の整備をしていきたいと考えております。

以上3点、私の方から説明し、教育長の方から答弁をお願いします。

議長（佐藤公敏君） 保育料。

町長（杉山嘉英君） 保育料について、失礼いたしました。

本年度、園児に対する保育料基準額は、旧本川根町と旧中川根町において定められた基準額を合併年度の新町において引き継いでおりましたが、これを統一した基準額として検討いただけるよう、平成18年3月1日付、川本健第109号により、川根本町保育所運営委員会委員長へ諮問いたしました。

3月1日及び3月7日の保育所運営委員会において事務局から説明しました、旧両町のこれまでの経緯や、町の地域の状況、低所得者への配慮、国の徴収基準額に対する減額率、また近隣市町の状況などを勘案しました案をもとに慎重な審議をいただき、平成18年3月7日付の答申書をいただきました。

答申による保育料案は、所得税、住民税非課税世帯では、3歳未満児の国の徴収基準額9,000円のところ7,000円に減額、3歳以上児の徴収基準6,000円を3,500円に、所得税非課税・住民税課税世帯では、3歳未満児の基準1万9,500円のところを1万4,700円、3歳以上の基準1万6,000円を1万1,200円に、所得税が6万4,000円未満の世帯では3歳未満児基準3万円のところを2万1,700円、3歳児以上限度額2万7,000円のところを1万8,200円に、所得税が6万4,000円以上16万円未満の世帯では、3歳未満児基準4万4,500円のところを2万6,700円、3歳児以上限度額4万1,500円を2万3,200円に、所得税が16万円以上40万8,000円未満の世帯では3歳未満児の基準6万1,000円のところを3万2,000円、3歳以上児限度額5万8,000円を2万9,000円に、所得税が40万8,000円以上の世帯では基準額8万円のところを3万3,700円とし、3歳児以上保育単価限度額7万7,000円を3万700円とするものです。

この答申に沿った平成18年度の保育料基準額を決定させていただきたいと考えております。

大変厳しい財政状況でありますけれども、今後とも同様の保育の水準を維持できるよう、今後とも努めてまいります。

以上であります。大変失礼いたしました。

議長（佐藤公敏君） 教育長、澤村迪男君。

教育長（澤村迪男君） 澤畑議員の質問にお答えします。

質問の趣旨を、「川根本町の教育方針はいかに」ととらえました。

そこで、1つ目に本町教育の基本方針を、2つ目に、議員がかつて学校教育に携わっていただく方でありますので、学校教育に関しての方針、重点等を述べます。

まず、川根本町の教育の基本方針であります。

「まちづくりは人づくりであり、まちづくりの主役は町民一人一人である。町民が生涯にわたり学び、活発に活動する中で、川根本町のよさを認識しながら、個性的で魅力ある人と文化をはぐくんでいく町を目指します。そのために学校教育を充実させるとともに、旧2町で推進してきた生涯学習への取り組みをさらに積極的に進め、豊かな自然・文化・産業など自分たちの住んでいる地域のよさを自覚し、人情味豊かで活力ある生活を目指し、うるおいと喜びをもたらすまちづくりを推進する」としたところであります。

2つ目の、学校教育の方針、重点等であります。

21世紀を担う児童・生徒の育成は、子供一人一人の能力や個性、適性に応じた教育を重視し、推進する中で、生きる力をはぐくむことが肝要であると押さえました。さらに、子供は教育を通して社会で生きるための基礎・基本を身につけるとともに、みずからの個性を見出し、みずからにふさわしい生き方を選択していく。こうした自己実現を目指す過程を的確に支援することが学校教育の重要な使命であると考えます。

川根本町の学校教育を推進するに当たっては、全教育活動を通して、1つ目、生涯学習社会を生き抜くために必要な道具としての、読む、書く、計算する、コンピュータを使用する能力を育成する。2つ目として、恵まれた環境や豊かな体験活動、読書活動等を通して豊かな言葉と心を育成する。3つ目として、生きる力の基本である健康、体力を育成するの3点を重点として推進したいと思えます。

さらに、議員は三粒の教育についてのことに触れられていらっしゃるけれども、前回の議会の回答として「趣旨は旧中川根町の教育方針と大同小異であるとする。新たな教育方針は教育委員会で決定する」と述べてあります。したがって、先ほど申し上げましたのが教育方針ととらえていただきたい、そんなふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 町長さんに再質問をしたいと思っておりますが、第1点目の地区の要望について、本当に、町長さんの御答弁の中で、努力されているんだということがよく理解されました。

そう言っても、それを住民にどう伝えていくかということが非常に大きな問題であって、何もやってくれないではないかというふうな疑惑を持つことが危惧されるわけであります。ですので、たしか区長会の中で「この点について、この点についてはもう既に着工しているよ」とかいうふうな御回答をやっていらっしゃると思うんですが、そういったところでまだまだ、何をやっているんだ、言ってもさっぱり何も聞いてくれないではないか、もうあきらめみたいな感じがしている地区もあるようですので、その点についてどのように住民に対して対応していくか、お願いしたいというふうに思っております。

その対応について、再質問でございます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 区の要望については、先ほど言いましたように、大変行政としても重く受けとめているということで、旧中川根町に関しては、予算化された旨を区に報告させていただいております。そして旧本川根町に関しましては、今月中に文書でもって回答する、年度末に回答をするということで、区の方にはそうした状況を報告させていただきます。

また、今後、新年度の区の総会等が当然各区あると思いますので、そうした中でぜひ、区の組織を通じてこうした要望を上げたけれども、こうした回答が返ってきた、これとこれが懸案事項に残っているという話をさせていただきたいと思っております。

また、区から上がってくる要望事項の中に、大方土地の交渉が済んだものが多いわけですが、中には土地の交渉等がまだだったり、あるいは、事業化されたけれどもその後の関係で土地の交渉等がうまくいかなかったという事例もございますので、区の中での合意形成、あるいは土地の交渉がスムーズにいくような配慮もさせていただきたいと思っております。

今回、合併をして最初の本格的な年度が始まりますので、なかなか行事等が詰まっておりますけれども、私は、行政懇談会等を計画するというのを前回のときも言いましたけれども、今後それを計画しております。そうしたときに、やはりその地区に行ったときに、こうした要望があるということに対して、行政としては全般的な財政状況等を踏まえながら説明をし、なお、区の中で優先順位をつけてくださいね、その中で我々がまたそれを受けて検討、対応していきますというような話もさせていただきたい。

いずれにしろ、今までのように区の要望を全面的に受けられるような財政状況ではありませんので、情報共有をしながら優先順位をつけて事業を実施していきたい。我々の方からも情報を積極的に出すつもりであります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 1点目、ありがとうございました。

2点目の、県道77号線のことについてでございますが、認識しているというふうな御答弁でございましたので、大変ありがたく思っております。

できれば早急に何とかしていただきたいという感を持つわけですが、せめて待避所みたいな、ちょっと車と人間がすれ違う余裕があるような待避所でも緊急につくっていただければ、大変住民も喜んで、安心して沢間から青部の方へ、青部から沢間の方へ行けるという事実ができると思いますので、ぜひよろしくその点についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言ったように、あの部分が非常に狭隘区間で危険性もあるということとは認識しております。また、全町的に見れば、ああした道路状態の所に住民の方が暮らしている部分もありますので、この青部バイパスの事業区間であることと、そうした全体の状況を踏まえながら県に状況をお伝えし、その中で予算が可能なら待避所等の建設、あるいは優先順位としてまだ協議がつかなければ、全体的なバイパス促進を進めるということで地元の要望にはこたえていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目のトイレの件でございますが、本年度、対応できるというふうなありがたいお言葉もいただきましたし 来年度ですか。県との関係があつて、県の補助をいただいてという御答弁ございましたですね。できるだけ早く、先ほど本年度と言ひましたが、私の失言でございます。できるだけ早く実現をしていただきたい。ことしと言はず、来年度あたりに考えていただいてお願ひしたい。

特に御指摘いただいたのは、ただトイレをつくつてほしいというふうな短絡的なあれではなくて、トイレが新しくできたことによつて観光客とか住民が本当に、何といいましょうか、もっともつといい町にしようとか、それからみんなが入ってくるよつに呼び込むとか、いろいろなそういうグローバルな考えでトイレの位置づけをしていきたいと。私も同感でございます、そのためには、現実的には青部のトイレは子供さんもどうしたらいいかということで迷うわけで、何とか早くしていただきたいというふうな考えを持っております。ぜひよろしく、改築の方ですか、それから新築になるか、新しく取りかえるか、方法を考えていただければ。

また、あそこに簡易トイレがありますので、あれを早急に何とかできないものか、そんなことも考えたりしているわけですがけれども、その点についていかがでしょうか。

よろしくお願ひします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど私も、駅を活用した地域づくりをしていただきたい、それに関しては行政も応分の責任はある、大井川鉄道も応分の責任がある、そして地元の方々もそれを活用していただきたいと。3者が連携しながら、今後、駅の周辺を整備する、その中にトイレも位置づけたいと考えております。

県の観光等の施設整備事業の枠等もありますが、そういったものを、予算、補助金の獲得次第、そうしたものも検討していきたい。いずれにしましても、区との協議を平成18年度にさせていただきたいなというふうにお思ひしております。

田野口駅が改修工事によつて、ロケ地に使われるよつなすばらしい駅になりましたので、いずれにしる、大井川鉄道の、ある意味では個性ある駅舎ばかりでありますので、その活用等も大井川鉄道、地元の方々と今後、検討していきたいと思ひしております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4点目の保育料の関係ですが、先ほど具体的に数字を並べていただいて、教えていただいたんですけども、減額、そういうふうにとらえてよろしいでしょうか。今までの基準がございまして、その基準と比べてみていかがでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 一概に減額という……、減額の人もあるだろうし、上がった人もあるだろう。自分の所得階層あるいは合併以前に住んでいた町によつて、さまざまあります。

これに関しては、いわゆる合併に伴う急激な変化というものを避けながら、ある程度保育料もいただいていかなければ財政的にも厳しいという中で、いろいろ保育所運営委員会の方の御意見

いただきながら定めたものであります。一概に高い安いというものではありません。現時点、こうした今までの経緯を踏まえて調整作業をした結果であります。

今後、これで両町が統一されたわけでありますので、今後の国の基準額、そういったものとの対応をしながら、これからの保育料というのは考えていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） できる限り減額というふうなことで、国の基準に対応しながらも、減額をお願いしたいと思っております。

以上で町長さんへの御質問を終わりにさせていただきます。

それから、大きい2番目の、教育長さんの答弁に対して再質問したいと思っております。

非常にきちっとした、教育基本、特に学校教育、具体的な、学校をどうつくっていくかというような視点できちっと御答弁いただいたので、私があればこれ言うところではございませんですが、やはり総論と各論があるわけで、総論的には基本的な学校教育方針、または町の教育方針は、これは総論的なことでございまして、要するに、だんだんと下がって行って、学級まで行くわけで、それで1人ということになってくるわけで、そういう視点からの再質問でございしますが、やはり一人一人を大事にしていくという教育、勉強が、学習がどうなされているか。一人一人がですね。先ほど教育長さんからも個性的なというお話があったと思うんですが、もちろんそれは人さまざまでございまして、子供たちは、その子供一人一人がどういう学びをしているかという事実、現実、これをやはり大切にしていかなければいけない、こう思っております。

やはり学校というのは、現在の子供たちの様子を見ますと、どこの学校ということではないわけですが、これ全国的なレベルでお話ししますと、だんだんと教育課程が週2日制から、「これではな」というふうな感も動き出しているわけで、しかも、高校入試につきましては学力テストを実施してきているという現状、非常に日本の国の子供たちの学力が低下しているという、そういう現状の中で、教育審議会では検討しているわけでございます。これは教育長さんも御存知の中であるわけですが、としますと、やはり学校というのはもう少し方向変換をしなければいけない時期が来るだろうと思っております。

ただ学校へ来て楽しく勉強するというふうなことではなくて、もちろん楽しさは必要なんですが、もっと厳しく個を見詰めた教育を展開していくとか。やはり学校というのはこつこつと勉強するところでもあります。こつこつというのは、暇があれば勉強する、暇があれば漢字1字でも覚えようというふうな子供の学びの姿勢、そういったものがその子供が成長していく大事な、基本的な土台になると思うので、こつこつ勉強する。家庭でもそうです。暇があれば、もちろんゆとりを持って楽しい読書もあるだろうし、友達と語ることもあるだろうし、いいわけですが、大事なことですけれども、しかし、現状を見ると、そういうところがやや欠けている。そちらの方だけ走っていて、こつこつ暇があったら勉強しようよというふうな認識が欠けているように私は感ずるわけです。

そういった意味で、教育長さんのお考えをいま一度お伺いしたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 議員の質問の趣旨に沿ったお答えになりますかどうかが。

学校教育についての先ほど重点を申し上げましたけれども、その中で3つの柱を立ててあります。1つが、先ほどのことと重複する部分があるかと思えますけれども、学ぶ力と確かな知力の育成、2つ目が豊かな心と言葉の育成、3つ目が健康な体と強い意思の育成ということで、これらについてのそれぞれの具体策を考えて、同意されております。

先ほどは、教育方針ということですので方針を述べましたけれども、例えて言いますと、今の話にかかわると思うんですけれども、学ぶ力と確かな知力の育成の1つとして、朝や放課後の時間を活用したり、個に応じた課題や宿題を与えたりして学びの機会を充実し、学ぶことの習慣化を図るというような一つの具体策が盛り込んであります。

これで回答としてよろしいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） わかりました。

そうなってきましたと、今度は評価の問題が出てくると思うんですよ。子供一人一人がどのような学び方を、今、教育長さんがおっしゃったように、朝の学習だとか、それから夕方ですね、支援を受けながら勉強していく子供たち、大変いいと思うんです。ただ、そうでない子供たちをどう評価していくか、評価の問題が出てくると思うんですよ。一人一人の評価、学びの姿勢、そこまで踏み込んだ教育を展開していかないと、私は、やはり一人一人がコツコツと勉強する子供には育っていかないだろう。

ただこれだけセットしたから集まってきなさい、ほら、やりなさい、終わったね、はい、さようならというふうな、もちろんそうではないというふうに教育長さんは考えていらっしゃると思うんですが、実際の場合、教育委員会でできるだけそういうものを見ていただいて、そして校長以下、職員に対して教育委員会の方から御指導いただいて、そしてつづさにできる限り学校訪問していただいて、そして現実をとらえていく、そういう姿勢がこれから教育委員会の資質として大事な面だと思うんですよ。

どうも教育委員会、私も関係していたので言いにくいんですけども、何というか、行政事務に追われてしまって、学校へ行くときには何か催しがあるときだけというふうな感じがするものですから、私の反省になるうかと思うんですけども、もう少し学校へ行ってつづさに、教育委員の人たち5人いらっしゃいますから、ときどき行って、そしてまた「こうだっけよ」というふうなお話をしながら、よりよい子供づくりに励んでいただきたい。

1つは教育委員会の資質改善というのが、そういう視点で私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 答弁はいいですね。

5番（澤畑義照君） はい。

議長（佐藤公敏君） これで澤畑義照君の一般質問を終わります。

それでは、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

13番、中澤智義君、発言を許します。

13番（中澤智義君） 通告に従い、私は行政当局に2点ほど伺います。

2月28日、この定例会の冒頭のあいさつの中で町長は、「行政改革を進める」という言葉がありました。私も賛成であります。また、予算の審議の中でも、行政改革委員会の設置並びにそれに伴う裏づけの予算措置もありました。改革に取り組む姿勢が見えて、評価するものです。

そこで、伺います。

町当局は、行政改革委員会の構成にどのような立場のメンバーをどのように選考して形成するか、お伺いします。

私は、専門的なノウハウを持った民間人や、改革に実績を上げている企業人を含めた人材を登用した改革委員会等の設置を望みますが、いかがでしょうか。

議会を含め、各課目標を立てて改革に取り組むことは大切ですが、同時に委員会の答申を尊重し、実りあるものにすることを希望するわけですが、改革委員会についてお考えを伺います。

次に、第2点として、安全で安心したまちづくりをするために。

自主防災の活動を進めている私は、防災関係の人たちと接するたびに、避難所での食料や毛布の配布、そして避難所の充実、そうしたことをたびたび要請や声を聞きます。町当局には、本部に備えがあるからそのときにはそれに対応する、緊急時には対応するんだ、そういう姿勢でございいますが、緊急時というのは非常に難しい点が多く、何が起るかわからない混乱の中で対応することが自主防の人たちは難しい、そうとらえております。こうした点をどのようにお考えになっているかお伺いします。

さらに、町本部との連絡をとるときに、自主防は消防の無線をお借りして連絡をとっております。そうしたことで、いざ何か災害があったとき、消防等が出払ったとき、避難所の私たちの自主防の本部はどのようにして連絡をとっていくか。そうしたことを考えると、そうした点もどのような対策をとっていただけるか、お考えを伺います。

自主防の支援、避難所の問題点、こうしたことにどのように対応するか、お考えをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 中澤議員から大きく2つの質問がございましたので、順次お答えをさせていただきます。

行政改革を進めるための組織についてであります。

川根本町行政改革大綱等は、行政内部の組織として行財政事務改善委員会を設置、調査・検討をした後、識見者を委員に加えた15名前後の川根本町行政改革検討委員会を設立し、大綱等の策定にかかわる基本的施策その他、行財政改革に関する事項について審議していただき、意見をいただきたいと思いますと考えております。この委員会にかけの前段階として、事務改善委員会の中で内部検討して、たたき台をつくり、これを委員会にかけたいと考えております。

また、正式にはこの委員会等で策定、提言いただきますけれども、その参考意見として、さまざまな立場の方から御意見あるいはワークショップ等を開催し、それを生かした提言をいただきたいと考えております。

繰り返しますが、総合計画等の策定と重なりますので、そうした中での意見等もこの中に反映できればと考えております。

私は、この行政改革は形だけのものでなく、実効、実績が伴うものでなければ川根本町が誕生した意味がないと考えておりますので、しっかりやらせていただきたいと思っております。御協力をお願いいたします。

災害対策として、自主防に対する支援であります。

自主防活動に対する支援については、現在、自主防災会が整備する防災資機材に要する費用の3分の2を補助する制度があります。本年度の実績は約80万円であります。今後ともこうした制度を活用しながら、その自主防災会が必要とする資機材の整備・充実を図っていききたいと考えております。

また、避難所対策については、今までも指定してまいりましたけれども、来年度 18年度に策定する新町地域防災計画についても改めて位置づけ、避難所等の見直し等が必要ならば、それを実施していききたいと考えております。

その避難所等あるいは自主防災活動をする場合の情報伝達に関しての御質問がありました。

災害時における住民への情報伝達手段として、同報無線施設があります。このうち戸別受信機については、本川根地域では全戸配備し、中川根地域では現在512台を配備しています。公共施設への配備数を除くと、中川根地域の約4分の3の世帯が未整備となっています。現在、この地点に関しては、いわゆる電柱等に設置してある無線機等を使って情報を伝達しております。

本来、最も効率よく、あるいは夜間等の対応を考えますと、全世帯配備が有効であります。例えば残った1,500世帯に配備する費用としては、約1億2,000万が必要となります。また、同報無線のデジタル化への移行が国の方針と提示されておりますので、10年後には現在のアナログ施設を更新せざるを得ないこととなりますので、今までどおり、自主防災会の会長や消防団の幹部宅への設置を順次進め、緊急事態には消防団車両や広報車両による広報、オフトーク通信を利用したお知らせ等で対応していききたいと考えております。

また、来年度から整備を計画していますデジタル移動通信システムは、現在の行政無線施設にかわり各防災機関との情報連絡に使用する目的ですので、災害時にもそうした活用をしていききたいと考えております。

いずれにしろ、こうした防災対策に関しては多額な資金が必要でございますので、各家庭で対応できるもの、各地区で対応できるものは順次各地区、各家庭で対応していただき、そうしたものを含めて、行政としてやらなければならないものを順次進めていききたいと考えております。こうした山間地の広域分散型の集落でありますので、それに合った、その地域に合った自主防災活動を行っていただき、それに対して行政が財政の許す限り支援をしていく、そういった地域の実情に合った対応が必要かと思っております。

例えば食料に関しては、基本的には、備蓄食料というのはこれからもずっと行政として対応し

ていかなければなりませんので、更新等のことを考えると、各家庭で初期の3日間は常に更新をしながら確保していただく、あるいは水等もそうした必要量を確保しながら更新をしていただく、そういった対応で、行政としては、先ほど言った無線施設の更新とか、あるいは避難所等の整備、あるいは緊急用の物資、あるいは救助隊が来た場合の対応施設の充実、受援組織の確立等、そうした行政としての責任を果たしていきたい。

各家庭、地域、自主防、消防団、行政がそれぞれの役割を分担する中で地域の防災力を上げていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） 第1点につきましては、よくわかりました。よろしく願いいたします。

地域防災の第2点でございますが、私どもの徳山地区というのは保育園を抱えたり幼稚園を抱え、そして小学校、川根高校、そうした学校を抱えております。先日も川根高校と地区の防災員が話し合いをいたしまして、いつ何時起こるかわからない災害に対して対応をとということで、話し合いました。そうしたときに、やはり学校側でも、道路や橋や、そうしたものが壊れて孤立した場合にはどんなふうな地区では考えていますかということを指摘されまして、体育館あるいは南麓、そういったところで学校の子供は収容してやりますが、やはりその中で、体育館では寒い、毛布もない、そうしたこと、あるいは食料のこと、そうしたことが指摘されましたので、私の地区は、多少なり住民を対象には考えてはおりますが、やはり子供たちのことまで考えてはおりませんでしたので、そうした点が痛切に防災員の方から指摘されたわけです。ぜひそうした点をいま一度また検討していただきたい、そのように考えます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 質問の趣旨が自主防災活動というふうな受けとめておりましたので、そのようなお答えをさせていただきましたけれども、当然、今、言いましたように、高齢者の老人の施設あるいは学校等の、特に川根高校等、広域の生徒が集まる学校施設、あるいは、特に旧本川根地域で言えば寸又峡あるいは接岨峡といった観光客が滞在している可能性が高い地域、そうしたものに関しては、先ほど言った地域の特性に合わせた対応をしていかなければならぬというふうな考えております。

例えば、各家庭では3日分の備蓄ということをお願いしましたが、そうした外から一時的に入ってくる方に対する備蓄食料というのは、これは行政側としてもある程度の数を確保する、あるいは対外的な緊急支援物資が到着するまでの間の食数を確保する、そういった対応は必要であり、当然、防災計画等の中でもそういったことは織り込んでいかなければならないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

13番（中澤智義君） よくわかりました。対応をよろしく願いいたします。

私の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで中澤智義君の一般質問を終わります。

次に、中田隆幸君、発言を許します。2番、中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 2番、中田でございます。

それこそ合併して、はや半年を迎えようとしております。その中におきまして、旧中川根町、旧本川根町、本当に合併してよかったのか悪かったのか、今から考えなければならない時期を迎えております。

それに当たり、平成18年度の予算も今から審議されると思いますが、その前に、私ども言われた中でここに質問させていただきましますのは、合併してはや半年を迎えております。そのような中、総合支所周辺の商店が閑散として活力を感じないという不満の声が聞こえています。そのような現状を踏まえ、今後どのような対策をとるのかをお伺いしたい。これが1点。

また、もう一点であります、合併協定書の中に職員数について「新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする」とあるが、この計画を新町総合計画とは別に計画するのかをお伺いしたい。

3点目ですが、現在、建設中の町営住宅は、旧中川根町の建設計画をそのまま引き継ぎ、行っていることと思っておりますが、合併して新町ができた今、全町に新しい町営住宅をバランスよく配置して建設する考えがあるのか。

現在、旧本川根町町営住宅戸数が44戸、旧中川根町町営住宅が64戸ありますが、そのうち空き数が14戸あります。沢脇団地、中津川団地、野志本団地、地名団地は老朽化しており、入居希望者が少なく思われますが、比較的新しい町営住宅が旧本川根町桑の山団地に4戸、大島団地に3戸、旧中川根町高郷団地に1戸の計7戸あります。全員協議会の席上で、町長から新しい町営住宅建設のためにあけてあるとの説明がありましたが、これだけの空き戸数があるのに現状で新築住宅を建設するというのは、町内の適正住宅率を考えてやっていることなのか、また、人口に見合った住宅戸数を今後どのように考えているのかをお伺いしたい。

4点目ですが、本年度は全国規模の大きな3イベントが町内で行われます。これに備えた担当プロジェクトもできておりますが、現在の進行状況、規模、内容等を大会別に説明をお願いしたい。

この以上の4点をお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの中田隆幸君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 大きく分けて3項目ありますので、順次お答えをさせていただきます。

総合支所周辺の活性化対策についての御質問にお答えいたします。

活気がなくなったというのは、いわゆる人通りが少なくなってきたということだと考えております。また、合併によって観光客あるいは一般の生活に大きな変化が生じたとは認識しておりませんので、いわゆる総合支所に来られる行政関係者、あるいは我々役場の職員も含めて、そういった方々の減少の影響というふうに考えております。

こうした役場に訪れる方の減少ということについては、当初から予定されておりましたので、例えば本町と総合支所で入札会を交互に開催する、あるいは会議等もそれぞれの実情に合わせて両施設を使いながら開催していく、そのような対応をしているところであります。

また、そうした一般的な来庁者の減少等に関しては、それを別な意味で、いわゆる一般の、観光客も含め、そういった方々がより周辺地域を訪れ、商店等を活用するような方策、例えば旧本

川根町が作りましたパンフレットの中にアルッキングガイドブックというのがございますけれども、その中で、この千頭、小長井周辺を「音の散歩道コース」ということで1つのコースを設定しております。本年度予算の中でも、そのコースの中で水車小屋の建設等が盛り込まれておりますけれども、地元の方々も何とかこのコースを整備しながら多くの交流人口の増加を図りたいと、組織をつくって頑張っておりますので、そういった方々と連携しながら、役場に来る、いわゆる業者あるいは職員は少なくなったとしても、こうした一般の方がこの地域で活躍、活動するような、そんなことも考えていかなければならないと思っております。

先ほど言いましたように、入札会や会議については、今後とも当事者、関係者の意見を聞きながら、行政効率を加味しながら、今後ともそうした開催方法に配慮をしていきたいと考えております。

2番目の、定員適正化計画の件でありますけれども、平成18年度から着手します川根本町総合計画は、地方自治法第2条第4項に規定します川根本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、その基本構想に準じた計画の策定をするものであります。それとともに、平成17年3月29日、1年前でありますけれども、総務省において地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示され、川根本町においても平成18年9月までに川根本町行政改革大綱、おおむね5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プラン及び定員適正化計画を策定することが必要となっております。

これらは計画の策定根拠法令とは別なものですが、当然川根本町のこれからのまちづくりを考える大事なものですので、相互に整合性を図った計画となるものです。先ほど申し上げたように、住民の意見をそれぞれこうした計画に反映していきたいと考えております。

大きな項目の2番目の、町営住宅の建設についてであります。

基本的には、今回行われている町営住宅については、建てかえ工事という認識で我々は事に当たっております。町営住宅建設に当たっては、旧中川根町において、町民代表等から成る策定委員会で平成14年度から平成23年度を期間として検討、調整し、策定された住宅施設の基本的な方針となる住宅マスタープランと、それに基づいた町営住宅総合活用計画によって建設を進めているところでありますが、計画の変更が必要になった場合は適宜見直しを行うこととなっております。

合併後、現在8カ所に110戸を所有し、94戸に入居されており、1戸の入居申し込みを受け付けております。空き家が15戸となりますが、そのうち老朽化により政策的に空き家としているものが桑の実、沢脇住宅に4戸。これらについては解体の検討が必要かと考えています。また、建てかえ事業による移転先として政策的に空き家としているものが、野志本、高郷、中津川住宅に5戸であり、入居募集を実施しているものは6戸で、大島B団地1戸、特公賃住宅5戸であります。

少子・高齢化、過疎の課題が重大な今日でありますので、新町建設計画に基づくまちづくりを進めながら、当町の情報発信を広く行い、人口増加に努めていきたいと考えております。第二東名高速道路の開設や富士山静岡空港の開設の影響による転入者も期待しているところであります。

それでは、最後の質問であります、大きなイベント3つについての具体的な推進状況ということであります。

まず最初に、7月29日、30日に開催されます「森と湖に親しむつどい2006 奥大井接岨湖フェスティバル」であります。正式事業名は「長島ダム「森と湖に親しむ旬間」全国行事・森と湖に親しむつどい2006 奥大井接岨湖フェスティバル」であります。

目的としては、長島ダム及び周辺地域の魅力を全国に広くPRすることによって、治山、治水、森林の整備等の重要性について関心を深めていただくとともに、水源地域及び大井川流域の活性化を図ることを目的としております。

メイン会場は、長島ダムふれあい館周辺の四季彩公園であります。その他、ダム下流の大樽沢公園、接岨湖カヌー競技場、長島公園、川根本町文化会館あるいは交流会場としての寸又峡温泉等の活用を予定しております。

来場者目標数は、2日間延べで約1万人であります。

その運営組織でありますけれども、平成18年度「長島ダム「森と湖に親しむ旬間」全国行事」現地実行委員会が平成17年7月19日に設立されており、川根本町、私が会長、副会長が島田市長、監査が川根町長という組織で流域の各関係市町が構成され、事務局を川根本町の企画観光課、国土交通省、長島ダム管理所が務めております。

事業実施に向けては、メインステージ部会、体験広場部会、あそびの森部会、長島アスレステージ部会、平田レイクガーデン部会、シンポジウム部会、もりみず守り隊部会、総務部会、広報部会の9部会を構成し、平成18年2月2日から本格的な実施プランの検討を行い、それぞれ以降4回の部会を重ね、プラン及び予算の概要が決定されております。

第3回の現地実行委員会が24日 あす開催されます。また、こうしたものを広く町民の方々に示しながら、大会を成功に導きたいと考えております。

次に、大きな行事として、カヌージュニア選手権大会であります。

正式には、「平成18年度文部科学大臣杯 日本カヌーフラットウォーターレーシングジュニア選手権」であります。8月25日から28日の4日間で、接岨湖カヌー競技場を会場に開催されます。

従来、この大会は国体開催地の前年度、リハーサル大会として開催されてきたものですが、今年度、日本体育協会の通達により、国体と切り離して開催するように指導がありました。このため、大会主催者である社団法人日本カヌー連盟から旧本川根町に開催意向の打診があり、本川根町としても開催する方向で検討してきたものです。これを受けて、昨年12月にカヌー連盟理事や県カヌー協会の理事長と協議し、川根本町として正式に受け入れることを決定いたしました。

現在の進行状況としては、長島ダム管理所やまちづくり観光協会、川根高校などの関係団体への協力依頼を行い、また、教育委員会内に推進プロジェクトチームを発足させ、事務を進めているところであります。

規模的には、カヌーの大会としては国内最多出場が予想される大会で、出場選手が約500名、大会役員等を含めると600名から700名の参加が見込まれています。競技は4日間で500メートルと200メートルの競技が開催されますが、一般的には、公式練習を含めて約1週間滞在する選手もあると聞いております。

この期間には、宿泊施設等の確保や競技運営に関して多くのボランティアの方々の協力を求めなければなりません。また、来年度の予算要求をさせていただきましたように、財政負担もかか

りますが、多くの来場者にこの地を認知していただくことや、滞在していただくことの地域への経済効果も期待されます。

これまで本川根町は、平成15年の静岡国体開催を契機に「カヌーのまちづくり」を推進してきておりましたが、川根本町としても、長島ダム及び接岨湖や八木カヌー競技場、大井川の本・支流など地域の貴重な資源を利活用し、特色ある地域づくりを進めるとともに、交流人口の増加を図るよう努めていきたいと思っております。

今後とも引き続き皆様の御指導、御協力をお願いしたいと考えております。

最後になりましたが、11月に行われます全国お茶まつり静岡大会について説明申し上げます。

12月の議会でも答弁しておりますけれども、第60回全国お茶まつり静岡大会は、社団法人日本茶業中央会を初めとする茶業関係団体、静岡県、県茶業会議所及び当町により構成され、大会委員長は県知事が務める、第60回全国お茶まつり静岡大会実行委員会が主催するものであります。

この大会を大別しますと、静岡市の静岡茶市場を会場に開催され、当町からも普通煎茶10キ口の部に10点、同じく30キ口の部に5点の出品が予定されている第60回全国茶品評会と、同品評会の表彰式を中心とした式典及び消費宣伝イベントを中心とした第60回全国お茶まつりの2つの行事から成り立っています。

中でも全国品評会においては、3月5日に開催した川根本町茶業者大会において決意表明されたとおり、総力を挙げて上位入賞はもとより、上位入賞による11回目の産地賞獲得に向けて町を挙げて、農協を初めとする指導機関のもと、出品者の方々が茶園管理に御尽力をいただいているのが現状であります。

この品評会での好成績を目指すことを最大の目標として、全国の消費者に対しても、川根茶はやはり上級の高級茶であり、静岡の川根はその産地であるといった情報を全国に発信していきたいと考えております。

前回、静岡で行われました57回の全国品評会で日本一となった水川の丹野氏の監修による大手飲料メーカーのペットボトル販売も、この全国品評会がきっかけであったことは皆さんも御承知のことと思っております。

大会の基本コンセプトは「山のお茶」であり、この機会をとらえ川根茶ブランド、ひいては川根本町の名前を全国に発信していくことにより、多くの町民が得るものの多い大会となるよう、関係団体とも協力し、大会成功に向けて取り組んでいきたいと考えております。

川根本町が誕生し、今年是这样した3つの大きな大会を通じて川根本町というのを全国に発信し、また、そういう町に住んでいるという自信を町民の方に持っていただきたいと考えております。大会成功に向けて、格段の御協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 今のお答えを十分踏まえながら考えてまいりましたけれども、やはり合併してよかった、こう言われるようなまちづくりをしていくのが一番いい結果だと私は思っております中で、やはり合併に当たり閑散としてくるわびしさというのは、やはり遠くの方から来るような気がしてなりません。といいますのは、この役場を中心とした周りからドーナツ現象のよう

に押し寄せてくる、こういった現状が見えてきております。これはどこにおいてもそうかもしれませんが、そこをひとつ頑張っていたいただきながら、まとめていただきたい、こう思います。

特に今からの行財政の中におきまして、こういった職員数の定数というのはかなりの比重を占めてまいりますので、こういったところをきちんとやっていただきながら、まちづくりを進めていただければ幸いです。

その点をまたお聞きしながらやっていきますが、まずその点をお聞きしながら、定数とか今後のまちづくりのあり方というか、周辺の整備といいますか、その辺を1点お聞きしたい、こういうふうに思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 合併してよかったと言われるようなまちづくりを行政、住民挙げて、ともに手を取り合いながらやっていきたいと考えております。

また、そうした中で、今までどおり、あるいは今までよりも役場の職員が増えたこの本庁周辺の状況と、支所には約半分の間人間になったと思いますけれども、そういった状況、そうしたのも、やはり全住民がそういう気持ちを共有しながら、これからのまちづくりを進めていくことが必要かと思っております。自分のところだけがよければいいということではなくて、川根本町全体を見据えた議論あるいは認識というのを全住民が持つことが必要かと考えております。

また、その反面、役場の職員というのは、これからこの行政改革を進めていく中で、あるいは限られた財源を生かすためには相当スリム化していかなければ成り立っていかないというのが、既に新町の建設計画の中にも盛り込まれております。そういったことを考えて、最低限の職員で、必要な施策を実行していくための課の配置あるいは職員配置等も十分検討し、それを住民の方に提示しながら、その必要性を認識した上で改革を進めていかなければならないというふうに思っております。

逆に、自分のところだけがよければという気持ちを皆さんがお持ちになると、この計画あるいは管理の計画というのは本来の実績が上がらないのではないかと思っております。全町を見据えた、あるいは中・長期的な町の財政を見据えた議論、認識を共有することが必要と考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） ありがとうございます。

次に、町営住宅のことですが、先ほどの中で適正戸数というのはまだ示されておられませんことと、やはり私が言いますのは、このほかに中津川団地とか野志本団地とか地名団地、これはありますが、町内にある程度の商業圏というのがある中において、やはり住宅というのはその生活基盤の中だと私は思っておりますので、ある程度のところばかりを優遇するのではなく、分散型につくっていただくという点をまたお願いしたい。

この計画によりますと、平成21年度までの計画がなされております。まだ今年度は、平成18年度は始まったばかりですので、その点もお聞きしたい。結局、全町でいきますと、私の方、元本川根の方におきますと、千頭地区にはありません。また、この上長尾地区にも真ん中にあるだけで、中津川の古い住宅もあると思っておりますので、その辺を、建てかえばかりでなく場所的に

つくる。

前の予算委員会の際に言われておりましたが、古い住宅がよいという住民がおります。犬を飼えるからいいとか、そういった中で、やはり地震対策のために新しい住宅をつくるとか、そういうことばかりでなく、その人たちが本当に望んでいる住宅をつくれるのかどうか、その点もお聞きしたい。

また、空き部屋にありまして、特公賃という値段の高いのを下げることができるのかできないのか、その点もお聞きしたい。

まず、この人口の割にどのぐらい住宅が欲しいのか、その辺を明確にお答え願いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 少し答弁がダブるかもしれませんが、それぞれの、旧町の住宅建設計画を引き継いでおります。旧中川根町においては、先ほど言いましたように、旧中川根エリアでどれだけの住宅が必要かということをもとに策定した上で、住宅総合計画を立てております。当然、旧日本川根町においても、このエリアにとってどれだけの住宅が必要かということ、いわゆるマスタープランを立てた上での住宅建設が行われておりますので、合併によってその必要性が極端に変化したというふうには考えておりません。そのエリアの中で必要なもの、それが合算されて現在の住宅の必要戸数になったと考えておりますので、まずそういった意味では、必要な住宅の計画であるというふうには考えております。

もう一点は、それぞれ住宅によってその対象者、あるいは政策的な目的が違っております。いわゆる町営住宅、低所得者の方にも配慮した、そうした町営住宅、あるいは所得が少し上の人を対象にした特公賃、あるいは別な意味で政策的に定住を促進するような若者定住住宅、そういったそれぞれの目的によって、総合戸数の範囲の中でそういった色分けがされていると考えております。したがって、そうした計画の中で行われていることをまず認識した中で、今後の建てかえ事業を進めるということで、現在、進んでおります。

私としては、もちろん料金が上がるという課題もございますけれども、今の状態、やはり生活の基本である住宅というのはある程度のレベルに達していかなければならないということで、現在、建てかえはこれからもやっていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、特公賃に関しては、やはり制度的な補助金を受けておりますので、その料金は法で決められた範囲でしか裁量がないと考えております。また、逆に、そういう意味で、補助金は受けなかったけれども、自由に町の裁量で料金が定められるよう、地名の若者定住住宅というのは建築しております。もちろん起債等の措置をさせていただきましたけれども、逆に、そうした縛りがない住宅をつくることも必要だということで、地名の住宅を建設してまいりました。

今後の建てかえ等については、やはり空き家住宅、地域の状態等を踏まえながら、あるいは道路の整備状況を踏まえながら、今後の計画については、必要があれば議員御指摘のとおり調整作業をしながら、全町の中でのそれぞれの住宅政策が効果を発揮するよう調整をしていかなければならない。現時点では、それぞれ必要がある計画の中の事業が進行していると私は考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） ありがとうございます。

続きまして、3つのイベントのことですが、まず1点目の「森と湖に親しむ2006」のことですが、この具体的な人数等、どのぐらいの人を計画しているのか、その点と、また、これに関しましては、大井川という川の中で水問題というのは非常に大きな問題を抱えていると思っております。そんな中でこういうイベントをやるのに、やはり水と私たち、この大井川という、この環境の中で大切さを示すことが大切だと私は思っておりますので、ぜひともこのイベントは協力して大きくやっていただきたい、全国に知らせていただきたい。

やはりこの大井川が、もともとは水がなかった。砂漠のような大井川にこのような巨大なダムをつくって、住民にアピールして、いいダムだと言われるようなイベントにしていれば、今後のダムの建設等にもかかわってくるのではないかなと私なりに思っております。

また、「カヌーのまちづくり」であります。これは6月2日、4日、これはカヌーのスラロームから始まっております。あと2カ月で始まる中において、やはり一番考えられるのは、この宿泊施設、どのように泊まっていくのか。これは森と湖のイベントでも同じであります。この町において宿泊施設をどのように考えているのか。また、こういった大会の中で昼食等、食べるものに対する考え方、この点もお聞きしたい。

また、この茶業大会であります。これも全国的な規模でありまして、2日間あります。やはり宿泊が主だと思っております。その辺をどのように考えておられるのか。また、旧本川根町の商工会の中で、お弁当をつくっております。そのお弁当は、やはり地域活性化のために「奥大井もみじ物語、山香の味」というお弁当をつくっております。このようなものを町民に知らせるといいますか、商店街と同じような考えで、お弁当をどこかの外注にするのではなく、こういった事業の中で、やはり町の商工業の、何といいますか、活性化のためにこういった、少しでも同じようなお弁当をつくらせてやっていただけたらな、こういうふうに思います。

その点も聞きまして、全体的にどのぐらいの人数がどのぐらい入るのかをお答えしていただきたい、こういうふうに思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的には、それぞれ担当課の方からもう少し詳細な説明を、特に宿泊等あるいは食事等の関係は説明させますけれども、当然、この大会をやるためには、皆様の税金を使って町も運営しておりますので、そうしたものが中・長期的な町のPRという形で返ってくるのももちろんのこと、現実的にその経済波及効果ということで、地元にもそうした活性化を得るよう、そういったものを配慮しながら、実行委員会あるいは事務事業を進めているところであります。

それぞれどのような対応をするのか、少し担当の方からお願いをいたします。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 中田議員にお答えします。

「森と湖に親しむつどい」の件ですけれども、先ほど町長が説明しましたように、延べ1万人ということですが、宿泊施設については7月29日、30日ということで、土曜日、日曜日に

当たります。地元の寸又峡はもちろんのこと、接岨峡、そしてこの実行委員会については8市4町流域の関係で入っていますので、宿泊施設については島田市までを考えて、実行委員会の方では部会、いわゆる総務部会という部会を持っているんですけれども、そこで詰めております。

また、昼食の関係ですけれども、これは今、計画案として進めていますけれども、堤体がありますね、長島ダムの。そこに各8市4町、いわゆる特産振興会みたいな各地域の物産があると思いますので、できれば4店舗ずつくらい出店していただいて、その中で、地域ということでやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

カヌーのジュニア選手権の関係でございますけれども、宿泊と食事の関係、これにつきましては、まちづくり観光協会、それから商工会等の連携で、ある程度の個数ですか、宿泊数を確保していただくというようなことでお願いをしてあります。実際は、募集してどの程度の方が来ていただくか、それがはっきりしたところで再度細かい数字的なものをお示しして、確保していただくというような形で、現在、進めているところでございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 2番、中田議員にお答えします。

全国お茶まつりの関係ですけれども、議員御存知のように、11月10日、11日ということは本町において観光のハイシーズンに当たります。ということで、この日程につきまして協議した中で、金曜日、土曜日ということで、11月10日が金曜日ということで決めさせていただきました。なぜかという、やはり土日では宿泊の施設というのはなかなか予約等厳しいということで、あえて金曜日に泊まっていただくようにしました。

やはりメインは寸又峡の方になるかと思っております。

あと、お弁当につきましてですけれども、自分も商工会の弁当についてはかかわったということで、あれも地域おこしの一環として商工会に頑張らせていただきました。当日につきましては当然ながら、イベント会場にブース等を設けまして、そういう弁当のあっせん等はやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） ありがとうございます。

それこそ、このイベントは全国に発信する大きな事業だと思いますので、やはり宣伝等をひとつお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） これで中田隆幸君の一般質問を終わります。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 00分

再開 午後 1時 00分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

私は、今、議会で審議されている平成18年度当初予算を足がかりに、今後、健全財政を保ちながら住民に必要な行政サービスを維持していくことが可能なのか、そのためには今までの財政のやり方をどう変えていかなければならないかという視点から質問をします。

さて、平成18年度当初予算の財政規模は64億8,000万円と、かなり大きなものとなっています。事業内容においても、投資的経費は昨年度の旧両町の合算額を上回っており、将来に向けた意欲的な事業も幾つか見受けられます。このような予算を見ると、このレベルの予算をこれからも組み続けていけるか否かが最大の関心となると思います。

それでは、平成18年度レベルの予算を維持していくために重要な要件となると思われる財源について、当町の基金と2町合併に伴う国及び県からの財政支援について伺います。

まず、基金については、財政調整基金、まちづくり基金及び社会福祉基金の平成17年度末の基金残高の予測額はどれぐらいになるのか伺います。

次に、合併に伴う国・県からの財政支援が本年度予算にどのように使われているか。また、当該支援の今後の利用計画についても伺います。

次に、今後取り組んでいかなければならない具体的な事業、施策として、川根本町役場の機構改革をどう進めるのか。当町の行財政改革大綱や国から求められている集中行政プランの作成にも関連してくることで、職員の定員管理をどう考えているのか、また、管理部門をスリム化し、住民と直接かかわる事業に職員を集中する機構改革など検討されているか、伺います。

最後に、合併協定書の中にもある総合支所の建設について伺います。

合併協議会や準備本部会でどこまで具体的な話し合いがなされているのか。例えば、地域防災の拠点という意味について共通の具体的な認識ができているのか、そのような点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 板谷議員の、大きく分けて2つの質問にお答えいたします。

まず、財源関係であります。

平成17年度末の基金残高の予測でありますけれども、平成18年度の予算編成では、歳入については最大確実値を、歳出については必要最少額をそれぞれ見込んでいるところです。不確定要素の多い状況により、住民サービスを確保するための財源不足について、どうしても基金の取り崩しに財源を頼らざるを得ないのが現状であります。

そうした状況の中で、平成17年度がどうなのかという話でありますけれども、平成17年度にお

いては主要基金の取り崩しについて、財政調整基金で6億円、まちづくり基金で4,000万円、社会福祉基金で8,000万円を計上しています。特別交付税については、予算計上に対して2億1,000万円以上の収入超過があり、市町村合併特別交付金についても、交付申請時点で4,000万円以上の収入超過の見込みがあるなど、当町の財政運営にとってプラスの要因があります。最終的には、年度末の決算見込みにより翌年度への繰越金を1億円から2億円の範囲に設定し、基金取り崩し額を決定することになりますが、現時点では4億円程度の基金取り崩し中止ができるものと考えております。

平成17年度の基金残高については、財政調整基金で8億5,000万円、ふるさとづくり基金、いわゆるまちづくり基金で2億9,000万円、社会福祉基金で3億5,000万円程度を確保できるものと考えております。

今後の財政運営においては、合併を契機として、さらなる行財政改革が必要不可欠であります。職員数の削減など、合併後すぐ効果が見えるものばかりではありませんが、1つの町としての効率性、経済性を追求していき、できる限り基金の取り崩しを少なくしていきたいと考えております。

合併による国・県からの財政支援であります。

県・国からの財政支援については、地方交付税、合併特例事業債、市町村合併特例交付金の3種類があります。

まず、地方交付税については、地方交付税の合併算定替えとして、10年間、旧両町が単独の町として存続した場合の額が交付されます。そして、特別交付税については合併に伴う経費が交付対象となります。

合併特例債については、新町建設計画に基づき、合併のため必要となる一体性の速やかな確立としての統合事業、均衡ある発展として旧両町間の格差是正事業、総合的かつ効果的な推進事業として実施する公共的施設整備事業が対象となり、御承知のとおり、一般財源額の95%までが充当可能で、元利償還に対し70%の交付税の措置があります。

市町村合併特例交付金については、県から、合併日以降5カ年間の間に実施した、合併に伴い必要となった事業に対して交付されるもので、当町の場合、総額5億円の範囲内で平成22年度までに実施する合併対策事業に対して交付を受けるものであります。

こうした状況の中で、平成18年度予算でありますけれども、地方交付税については一般財源ですので、全般的な経費に使用していきます。合併特例債については、デジタル移動通信システム整備事業に充当します。予算額は1億5,800万円ですが、市町村合併特別交付金も考慮し、できるだけ上限まで活用したいと考えております。市町村合併特別交付金については、川根本町総合計画策定業務ほかデジタル移動通信システム整備事業で700万円、庁舎非常用電源設備増設事業で1,000万円等、合計6,000万円を予算計上しています。合併対策事業債としての市町村合併特別交付金の採択については、県の判断による場所ですので、内数での予算計上になっておりますので、少しでも多くの予算を活用していきたいと考えております。

以上であります。

役場の機構改革の御質問であります。

役場の組織・機構の見直しにつきましては、毎年度の主要事業、予算の増減及び今後の職員の減員等を考慮して対応を図っていくことが必要と考えています。平成18年度以降、定年を迎える職員の数、平成22年度までの5年間で22名、平成27年度までの10年間で51名となっております。これらの将来に向かって予想される基本的な数値を押さえた上で、平成18年度に策定される総合計画、行政改革大綱に基づく行政改革の推進により、毎年度、必要な行政組織の組み立てを図っていくことになると思います。

合併により川根本町が誕生いたしましたので、その合併の経緯を踏まえた組織運営、あるいは行財政の流れを受けた組織運営、あるいは町民の要望あるいは住民サービスを維持するための役場組織との機能、そうしたもろもろの要素を勘案しながら、これから機構改革を順次進めていかなければならないと考えております。また、当然、定年退職の減員がありますけれども、将来にわたって行政組織は必要でありますので、適時、厳しい財政状況ではありますけれども、職員の採用等、継続的に組織運営ができるような体制も一方で考えていかなければならないと思っております。

いずれにしても、総合計画あるいは行政改革等、平成18年度前半に行う協議の中で、当然この機構に関しても、将来構想も含めて議論がなされなければならないと思っておりますので、また議員各位からの御指摘、御提言もいただきたいと思っております。

具体的な事業の中で、もう一点、総合支所であります。

このことについては、中川根町・本川根町合併協定項目の中、新町の事務所の位置並びに事務組織及び機構の取り扱いで確認されているものであります。住民サービスの低下を避けるため、現況のサービス業務を極力維持できる機能を検討した結果、方式は、管理部門や事務局部門を除き、従来町の庁舎における行政機能を残す形で合理化した総合支所方式ということが確認されております。

また、新町の事務組織及び機構の確認事項中、本庁及び総合支所の機能が確保できるよう6項目のことが協議、確認されております。これを受け継ぎながら、それを踏まえた総合支所でありたいと考えております。

また、この総合支所に関しては、それぞれ立場によっていろいろな御意見等があるのも承知しております。川根本町の住民サービスをどのように展開していくか、先ほど言った総合計画あるいは定員、行政改革等の総合的な議論と並行しながら、この総合支所についても協議を進めていきたいと考えております。

総合支所に関しては、建物の建設のみが目標あるいは目的ではございません。いかに住民へのサービスを限られた財源の中で提供し続けていくのか、それを考えながら、拠点としての総合支所を考えていきたいと考えております。喫緊の大きな課題として私もとらえておりますので、各方面の議論をいただきながら機能を検討し、総合支所建設に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、1つずつ再質問を、鼻づまりを押してやりたいと思います。

まず、基金についてですけれども、今、町長の答弁の中にあったように、やはり私の方としても、予算のところだけの数字的なものではなくて、実際にどの程度の財政的なものがあるのかなということを聞いたかったわけで、そういう点においては、町長の答弁では、1億円から2億円ぐらいの繰り越しを見込んで4億円ぐらいの取り崩しを排除できるのではないかと、戻せるのではないかというような答弁でした。ということになると、現実として、それでも3億円近い実質的な取り崩しにはなるのかなとは思いますが。

そここのところが聞いたかったわけで、これを財調に返すこと、また、3つの基金がいろいろな形での財政運営において中心になってくるということを中心に考えて、質問をさせてもらっています。

その中で、例えば本年度の予算で目につくのは、まちづくり基金、それから社会福祉基金といった特定目的のための基金を、予算編成上の都合とはいえ、財調的な使い方をしている。足りない部分を基金を取り崩しという形で、最終的にはまた戻るとしても。ただ、そういうやり方というのが基金の使われ方、基金を設置した本来の目的から外れているのではないかなと。それよりは、しっかりとしたレベルの財政調整基金というものを確保していくことが財政運営においては大事ではないかな、そんなふうを考えます。

その点から考えますに、今、川根本町には18の基金があります。その中には、特に本川根関係の方で持っていた基金としては、こういう言い方は適当かどうか分かりませんが、地域限定的に使われるような基金がかなりの部分あるということと、それから、中には土地開発基金のように余り利用していない、過去においても余り利用していないものがある。また、支所の建設基金などについても、急激に最終年度に3億円ほどの積み増しをしたというような2億円ですか、積み増しをしたというような基金もある。

このような中で、これからの町の財政運営を安定的にやっていくためには、この基金をもう一回組み直して、それで財政運営がやりやすい、それから必要なときに必要な取り崩しができるといような内容の基金に編成、整理していくべきでないかな、そんなふうにも思います。その点について、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的には、板谷議員がおっしゃるように、私もこの基金の残高、基金の運用に対しては危機感を抱いておりますし、また、その他の基金を財調的な運用をすることが、本来の基金の目的あるいは財政上よくないということは十分承知しております。

しかしながら、合併という一つの大きな事業の初年度という中で、住民の要望あるいはそれぞれの町が継続的にやってきた事業を完成させるために、やむなくこうした運用をしているということは御理解をさせていただきたいと思っております。今後ともこうした運用が、可能かというよりも、やるべきではないとも思っておりますけれども、大変厳しいので、やはりそうした運用をしなければならぬ部分もあるかと思っておりますけれども、決してそれをよしとするわけではありません。

また、合併を考えるときに、やはりそれぞれの町の歴史、あるいはそうしたまちづくりのやり方、そういったものがあって、あるいは先人の努力があって現在の地域があり、そして合併する

までのそれぞれの町があったという、そういった歴史的経緯等をしっかり踏まえた中で、我々も平成18年度予算、平成19年度予算という短い期間ではなく、川根本町として、あるいは川根本町が地域としてどのようにこれからまちづくりをするか、やはり我々も10年、20年あるいは50年という視点でこの財政を見ていかなければならないと私は思っております。

個々に当たれば、確かに我々の立場からすれば、あるいは相手側の立場からすれば、言いたいことは多々あるかと思えます。それをそれぞれぶつけ合うのが今の時期か、あるいはそれを合併をした町の中でやるべきか、私はそうではないというふうに感じております。もう少しそれぞれが別な視点あるいは一段上の視点でこうしたことを議論する必要があるだろう。ただ、根底には、そうした問題を抱えていることを踏まえた上で、財政問題を議論していきたいと思えます。

したがって、そういう意味で、それぞれの思いがあって積み足された、例えば今、言われた地域限定資金、例えばダム関係の中には、ダムという大きな痛みを受けた地域の思いの結実である、その基金に関してとやかく言うものではないというふうな思いもあります。

また、基金を持っているか、あるいはその地域の方にしても、これは自分たちだけのということではなくて、多くの中で、使い方は限定されたけれども町の基金であるというような認識を持ちながら、その運用に当たって、もちろんそれは当たるのは我々ですけれども、それをまた受け手側、あるいは地域の住民の方も認識する必要があるだろうというふうに思っております。

合併が成功するかどうかというのは、そういったそれぞれの個別の利害を離れて、川根本町という理想を追求する中で、課題を共有し、物事に当たれるか。そういった町は必ず、最終的には合併が成功した町になるだろうし、個々にこだわった町というのは、結果、2つの町がずっと、あるいは合併した町の数そのまま住民の中にも残ってしまう。結果、失敗した町というふうに私は思っておりますので、そういう全体的な視野で私は基金運用を見ていきたい、ちょっと長くなりましたけれども、そういうふうに思っております。

ただし、個別に、この基金残高ではこれから町はやっていけないと私は思っておりますので、特に財調の基金残高等、行政運営が柔軟性を持つように、これからも事業実施、投資的経費あるいは経常経費等のそうした経費の見直しについては厳しくやりながら、こういう町をつくるんだから我慢していただきたいという、そういう状況説明を住民の方あるいは地区の方に粘り強くしていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 町長の言うとおりでございます。これからも今まで以上に基金、貯金ですね、町の貯金。これがいろいろな財政運営をする上でのウエートがすごく大きくなっていくという中で、いろいろな歴史的経緯もある、これも確かですけれども、ただ、1つの町になったという点においては、旧中川根は持っているけれども旧本川根は持っていないとか、旧本川根は大丈夫だけれども旧中川根は破産だよというような状況には、これからはならない。ならないための合併であったということを考えたときに、ちょうどことしから総合計画ということもまた計画されているという中で、きちりとした健全財政を踏まえながらの中で、効率的な財政をやっていくためには大事な財源である基金というものを、もう一度その総合計画レベルの目的にあった形での再編というのは、やはり必要になってくるのではないかな、そんなふうに思っておりますので、

もう一回、確認の意味で町長にお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 再編という意味が、その目的の枠を超えて集合合算という意味には私はとらえておりませんが、本来運用すべきところ、あるいは必要なところに財源を確保しながら行政運営の柔軟性を図っていく、あるいはこれから起こるであろう社会・経済状況、特に少子化あるいは高齢社会の中でのまちづくり、そういった意味に充当できるように確保する、そういったことは必要だろうと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、次の質問にまいりたいと思います。

次は、合併支援についてお聞きしました。

その前の、今回の3月に出た地方交付金の特別交付金の部分で、川根町と比べてかなりの幅の特交が来ているというのは、これはまさに合併効果ではないかな、そんなふうに思います。そうした中で、交付税もこういう形で来ているという中、また、その他の合併支援においてもいろいろな形で既にそれが利用されているというような町長の答弁がありました。主な事業として、デジタル移動通信などもあるというような話も聞きました。

ここで1点お聞きしたいのは、合併特例債の中には2つあって、1つは事業のための合併特例債、それともう一つは、地域振興のための基金造成を目的とした合併特例債というものがあるというような説明も今まで受けています。そうした中で、地域振興のために行う基金造成というものがこの川根本町で利用できないのかどうか、こちら辺について関心があります。

というのは、この後、質問の中に出てくるとおもいますが、地域の活性化という点においても、この造成基金というものが利用できるならば有効に使えるのではないかな、そんなふうに思っていて、このところを、川根本町も基金造成のための合併特例債というものが使えるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 議員の御指摘にあったように、今回の特別交付税、正直申し上げて、我々財政当局が勘案した額よりも多い額が来た。合併の効果もあるというふうに考えております。私は常々、今回のこうした厳しい財政状況の中で、もちろん先ほどあったように、合併することによって商店街のさびれとか、いろいろな課題も起きることは予想できたわけですが、こうした国の財政状況の中で、あるいは国そのものが合併を通じて財政改革を行っていかうという流れの中で、それに乗っていく。そして、その中で最大限の財源を確保していくという、この基本的な考え方は、今のところ大きな間違いはなかつたろうと思っております。

今後とも、財政状況厳しい中でも、今回、平成17年3月31日までに合併を決めた町村に対する国の約束でありますので、そういった財源的な措置を最大限生かしながら、例えば今、言われた基金造成あるいは建設事業等を行っていきたいと思っております。

仮に基金造成というのが、額は私も現時点では承知しておりませんが、その前に、やはりこうした目的のために地域のグランドデザインができた上での基金という形でなければ、当然認可等おりませんので、我々としては建設計画を受けた中で総合計画を樹立し、我々はこうしたまちづ

くりをするんだというような形の中で適用できれば、最大限そうした基金等も利用していきたい。しかし、先にお金があるのではなくて、つくりたいまちのデザイン、計画があって、そこに基金を積み立てていくことが先決であると思いますので、それをやりながら、活用できるものは何でも活用しながら、財政基盤の少しでも安定化を図っていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 町長の最後の、利用できるものは何でもというのは、まさに大切なことだなと思います。また、そういうことが住民に対しても期待されているところではないかなと。余り格好つけてこのまちをやってはいけないよという、まず認識こそ一番大事なところにあるのではないかな、そんなふうに思います。

次に、若干視点を変えるんですけども、この合併支援の合併特例債について、後の質問にも関連してきますけれども、例えば今度、建設を検討されている総合支所の建設に合併特例債が使えるのかどうか、これについて何かありましたらお願いします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） 結論から申し上げますと、使える部分と使えない部分があると思います。それは当然のことでしょうけれども、例えば防災機能システムについても、真に必要な防災ですね、避難所的なものがどうなのかという議論はありますけれども、その辺はこちらの申請に基づきまして県あるいは国の方で査定をしてくれるものですから、それに従って進めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） わかりました。物によっては使えるという答弁でした。

このところで質問の流れとして、先ほど町長の中にも出てきたんですけども、かなり歳出の部分をしっかり見ながらやっていかなければならないという認識の中に私もあります。

町長の3月の、この定例会の冒頭のあいさつの中にもあったように、とにかく事業の選択と集中を行って財政の健全化を推進していかなければならない、そのためには、今までの中で時代に適合しない部分に投じられたものを、将来に向けて拡大すべき部門に集中していくことが強く求められていると。これはまさに行政の効率化、それから投資効果ということを頭に置いた発言だと思います。

そういった中で、建設的な部分も、住民の方に理解されるものを住民の理解とともに推進していくという部分、それから、もう一つ気になるのは、新町計画のときに財政シミュレーションというものが出て、それは確かに日々変わっていくものなんですけれども、特に気になったのは、財政シミュレーションの中の歳出の部分の物件費のところ、これは経常的経費の大きい部分なんですけれども、物件費が、当初の予測では大体9億程度、合併するとかかるよというようなシミュレーションがありまして、ここの部分が実際の平成18年度の当初予算では12億円程度になっている。かなり大きく出ている。なぜ経常的経費である物件費がこんなに予想より変わってしまったのかな、ここの部分がちょっと気になったものですから、もし明快な「こうだよ」という答えがいただけるなら、お示し願いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今、おっしゃったように、細部にわたっては、新町建設計画の財政計画とこれらの区分に関して、これらの数字の乖離がございます。これは適時このシミュレーションを見直していくということで、その時点での最新というものを提供しながら、皆様に判断材料としての活用をしていただきたいと思います。

現時点、正直申し上げて、私が今、この約4億円の、三億幾らの乖離がどのような積算かという数字は持ち合わせておりませんが、今回も予算の中で、やはりどうしても継続的に事業が進行する中で、なかなか合理化できない部分等もございます。そういったものが全体の予算枠をしっかりと切った中で、その中で支出を考えていくという基本的な財政の考えにのっとり、今後とも極力切り詰めていく。その切り詰めていくためには、こうしたことをしますよという、やはりプランがあって、最終的にはこういう町にするという夢がなければ、私は町民の方々も理解ができないだろう。切るだけだったら、先ほどから何回も出ていますように「何のために合併したの」という逆なマイナスの意識が出てしまう。

そういう意味では、何回もそこへ逃げ込むようで悪いわけですが、総合計画あるいはそれに付随するそうした計画の中で、継続してやるものとやめるものを提示して、その中で住民の理解を得ながら、「こういう町をつくりましょう」という中で削減をしていきたいと考えております。

具体的な数字は、また今後の議会活動の中でお示ししたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 具体的な数字は結構です。急に質問したことですし、要は、この経常的経費の部分もかなり厳しく精査していく必要があるよということだけ答弁いただければ結構です。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目は、役場の機構改革についてお聞きしました。町長の答弁もいただいているんですけども、ここに合併協定書のコピーがあるんですけども、合併協定書のところで、機構について幾つか書いてあります。その中で、どういうふうな事務組織・機構をつくっていくんだよという合併協定書の中で、これは13項だと思いますけれども、その中で、簡素で効率的な組織・機構、町民にわかりやすい、利用しやすい組織・機構とか、指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確な組織・機構というような、全部で6つあるんですけども、3つだけ拾ってみてもこのような条項が並べられて、示されています。

ただ、そうだとするならば、それでは今、現実に合併して、今の機構がこの目的としている、合併協定書に書かれているものに合っているのかな、十分満たしているのかなと考えたときに、そこには、そうではないよというような判断をせざるを得ないところがあると思います。

大勢の当事者の皆さんがいるもので言いにくいんですけども、やはり管理部門がかなり多いということで、このことは職員の定数が幾つかということよりも、その役場組織がどれだけ住民の行政サービスをするのに便利な、それから機能的な組織となっているのかなということが大事だと思います。

そういう点においては、合併直後という事情がありますから、何がなんでもすぐ変えよということではないですけども、そこら辺のところも検討して、なるべく管理部門は集約し、また、

集約することによって意思統一もはっきりしてきますし、また責任も明確になってくると思います。そして、その部分を多く住民に直接かかわる、行政サービスにかかわる部分に回していく。そういうことが住民の福祉の増進にもなるのではないかと、そんなふうに思いますので、この点について、管理部門のスリム化、そして事業系というか、住民と直接かかわる部分の職員の配置を充実していくという点についてどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの答弁でもありましたように、平成27年度までに10年間で51名の定年退職者を迎えます。新町建設計画のときにお示したように、毎年2名程度採用しても30名の減になります。また、今の厳しい状況の中で毎年2名の確保ができるか、まだ不透明であります。そういったことを考えると、大幅な人員削減の中でこの行政機能を維持していかなければならぬ。当然、住民サービスを低下しないために、管理部門からそちらの方へ人員を異動するというのも、十分必要な、やらなければならないことと私も感じております。

また、もう一步踏み込んで、住民の方々に今まで行政がやってきたことを、可能な範囲の中で、あるいは可能ならそういった仕組みをつくっていただいで対応していただく、そういったことも必要になれば、もう一步踏み込んで住民の中に職員をもっと入り込ませていく、そういったことも必要ではなからうかと思っております。

議員からも御指摘いただいたような、自治組織のあり方等にも踏み込んでいきますけれども、そういった中で、今まで行政が行ってきた住民サービスを、言葉だけではなく実際に住民とどう協働する中で維持していくか、そういうことを考えれば、役場の職員が果たす役割が管理部門から別な部門に移動するということは、当然考えていかなければならない。そういったことをやるための、またこうした小さな合併であったということも、私は心の中に置いております。

そういう意味では、本当に小さな取っかかりではありますがありますけれども、今回の人事異動において、まちづくり観光協会等に職員を派遣して、そうした中でさらに住民と近いところで仕事をさせていただく。大変行政の中も厳しい、本当にたくさんの仕事をしていますけれども、やはりこれからの交流人口増大のためにはそういうことが必要だということで、そういったことも、今、考えております。そういったことを今後とも、常に状況変化を踏まえながらやっていきたい。役場は元気だけれども地域がだんだん衰退していった、そんなことは絶対あってはいけないわけですので、それをしっかり住民とともに考えていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） いつもだと大体ここら辺の時間帯でもめるんですけども、きょうはもめずに進められるという感じです。

まさにそのとおりであって、というのは、うれしいなと思ったのは、先ほども引用したんですけども、町長の定例会の冒頭あいさつの中にも、かなりの力を入れた中で住民参加ということ、それから自治会の機能を生かして、行政と協働して地域づくりをやっていかなければならないんだというような考え方、また、そういう頑張る地域自治体を町も支援して活性化を図っていかなければならないんだというような話が随所に出てきたので、これはありがたいなという中で質問をさせてもらいました。確認をいたしました。

この点については満足して、質問を終わりたいと思います。

それともう一つ、役場の機構改革について、あと一点こうしたらいいなと思うのは、今までのやり方が、今までの必要性に合わせた中で間違っていたものではないということはあるんですけども、これからこの川根本町の役場組織を外に向けても、それから住民に対してもレベルアップしていくという点においては、職員の配置転換、これをもう少し検討してみたらどうかというふうに、素人考えで思っています。

というのは、やはり余り短期間にどんどん配置転換して担当が変わるというやり方、これはそれなりの理由があるということも承知してはいますが、全体の職員みんなが力を合わせて、それで外に向かってレベルアップしていくというためには、それぞれの得意分野を伸ばすというような職員の配置の仕方もあるのではないかな、そんなふうにも考えていますので、ここら辺のところの検討の必要性という点についても町長に考え方をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 職員の配置がえ等については、やはりいろいろ議論があるところであります。一定の力を継続的に発揮するためには短期的な異動は避けた方がいい、あるいは最終的には、自分の受け持ちの仕事はありますけれども、最終的には町民の福祉向上のためにやっていくので、幅広い視野の中で自分の仕事をとらえる人材を育成することが必要であるということでは、いろいろな職を経験する方がいいだろう。また、将来的に年齢が上がっていく上に従って、係長、主幹あるいは課長と、指導的な立場になる職員というのはさまざまな経験が必要だろうということがあるかと思えます。そういった意味において、いろいろな考え方があろうと思えます。

また、技術的な能力を必要とする部門がある。あるいは幅広い総合的な知識を必要とするところ、あるいは住民と接する場が多いセクションもありますので、そういった場所に応じて、私も、偏らない、住民のためにという視点で人事の配置をしていきたいと思っております。

また、現在、合併した初年度でありますけれども、そういった合併の事務のすり合わせ等もやりながら、努めて多くの職員の方々に、外部との接触を保ちながら技術的な能力を高めて職員としての資質を高めていただきたい。今後とも庁外、庁外というか役場庁内と庁外との交流人事というのは積極的にやっていただく。それから、各種の研修等を毎年、町村会等で用意してありますけれども、そういったものにしっかり参加していただき、それをまた受けて自分の事務に生かしていただき、あるいはそういったものを今後は職場に持ち帰って発表するなり、そうした一つの情報をみんなで共有するような、そんな仕組みをつくりながら、役場の職員の仕事ができやすい環境をつくっていきたい。そしてまた、それぞれの立場で自分の仕事に対する思いというのがあるかと思えますので、それをいろいろな場で自分も考えをまとめて外に訴える中で、あるいは伝える中で、役場全体の能力を高めていきたいなというふうに思います。

私も大変仕事に追われて、なかなか職員の方々と話す機会がございませんので、そういった場を設けて職員の考えというのを1つのまとまった形で聞ければ、もっともっと自分としてもいい仕事ができると思っておりますので、こんなこともこの平成18年度のいろいろな計画を考える中で、考えていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番(板谷 信君) 職員の配置の部分については、私、考えますに、これから1年ぐらいたつと、川根町が島田市と編入合併するという流れです。ということになると、私たちの町、川根本町がこれからつき合っていく自治体というのはどういう自治体かという、すべて、吉田を除けばすべて「市」とつき合っていくというような形になって、今までとはかなり環境が変わってくる。これは、特にそのことを一番感じるのは職員の人ではないかな、そんなふうにも思います。

そういう点においても、市の場合だと、かなり固定した形で職員の配置が行われているという中で、それと伍しているいろいろなことを、広域の話をしていく、そういう部分がこれからもっともっと多くなると思うんですけども、その場合に、やはりこちら側にも、川根本町だけの中なら別にいいんですけども、そうではない状況がこれからどんどん期待されてくるということになると、やはりこちら側も市の職員に負けないような形での知識も求められるだろうし、また、財政力が弱いというだけに、余計に職員にかかってくる負担は大きいのではないかなと。そういう点においても、どこへ出しても任せて出せる、そういったような職員をどんどんつくっていく、このことも将来的に住民の福祉の向上につながるのではないかな、そのような点からお聞きしてみました。

もしもう一回答弁がいただけるなら、よろしくお願いします。

議長(佐藤公敏君) 町長。

町長(杉山嘉英君) 広域の連携の中でも、自分たちの地域のことをしっかり主張できる、あるいは議論ができて、一つの川根本町の位置づけができる職員を養成するというということは、さまざまな方法でやっていかなければならんと思っております。今言った、1つのところで専従的にやる職員というの、ある意味では必要かと思っております。全国の事例等を見ますと、本当にその席で一生懸命1つの事業を成功に導いた職員というの事例等いっぱいありますので、そういったこと、また逆に、1人の方がずっと同じ職になると型にはまった行政運営しかできない、時代の変化に対応できないという場合も聞いておりますので、そういったもろもろの状況を管理者としてしっかり把握しながら、適正な人事配置をしていきたいと思っております。

議長(佐藤公敏君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) それでは最後の、4番目の質問に移りたいと思います。総合支所についての質問でした。

これは合併協定書の中でもうたわれて、新町になったら建設するんだよという文面になっていたと思います。ただ、それでは実際にこれが合併協議会とか、そういういろいろなところでどれほど詰められたものかなという点においては、かなりの疑問を感じます。

それから、先ほど町長の答弁の中にもあったように、これからの職員の定数とか、そういう機構の部分においてもかなりの職員の減が予想されるという中で、今の職員の規模を基本にして総合支所をつくってしまいいいのかという心配があります。そういう点においても、機構改革そのものも変わってくるだろうし、また、住民の人口も変わってくるだろう。そういった予測の中で、川根本町にふさわしい総合支所を建設すべきだと考えるんですけども、この点について町長の考えを伺います。

議長(佐藤公敏君) 町長。

町長（杉山嘉英君） この件につきましては、前回あるいはいろいろな場で答弁しておりますけれども、確認として。

旧本川根町の意向として、一つの思いというのがあります。それを受けて、川根本町としてどのような総合支所の機能を持たせるか。先ほども答弁ありましたように、住民サービスあるいは防災機能あるいはコミュニティ機能、そういったものを加味しながら計画を進めていきたい。そして建設委員会等で十分議論し、また、住民の代表たる議会の中でも十分御意見をいただきながら、町民総意でこの建設に携わっていきたいと考えております。

したがって、そういう意味では、現時点では将来の削減等を、現時点の人数でそのスペースを規定する、それだけではなかなか御理解を得られないだろう。もちろん、現時点でその職員は必要なわけですので、ただし、将来は減っていく。では、その減った部分をどのように活用していくか。あるいは、今は我慢するけれども、例えば職員の変化によってその部分をそこに活用していくんだというような、そういった活用方法も検討した中で、当初の規模あるいはスペース配分を決めて、最終的にはこういった形の利用がこの施設の最終形だよということ、そういった手順を踏んでいかなければ皆さんの御理解は得られないだろうと思っております。

現時点だけで固執しても理解を得られないだろうし、そうかといって最終形だけで今、造ってはあしたから、例えば完成のときの人員はどうするんだという議論になりますので、そうした幅広いものを見ました中で、規模、配置を考えていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、町長の答弁にあったように、答弁の中でも性急に事を進めるというようなニュアンスの言葉はありませんでした。まさにそのとおりだと思います。重要な川根本町、新しい町の本所と並ぶ重要な施設でありますので、川根本町にとって、川根本町の住民にとってふさわしいものということが一番大事なことではないかな、そのためにはしっかりとした手順を踏んで合意を形成していく、このことが大事だと思います。

蛇足になりますけれども、若干疑問を感じたのは、合併協定書の中で「地域防災の拠点を」というような表現があります。これは、わかりやすいようでわかりにくい表現でして、それでは地域防災の拠点というのにはどれだけの内容が組み込まれているんだろうか、どれだけの機能を考えて地域防災の拠点と言っているんだろうか、そういった点が多分ほとんど話し合われて詰めていないのではないかなというような気もします。その点においては、地域防災の拠点という部分だけではなくて、いろいろな形で旧本川根町の人々の意向、それから旧中川根町の住民の人々の意向、いろいろなことをもっともっと確かめながら、この話を進めていかなければならないのではないかな、そんなふうに考えていますので、この質問を最後にしたいと思っております。町長のお考えをお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私は、ゆっくりこのことを進めるつもりもありませんし、早急にやるつもりもありません。粛々とデータを積み重ねて、御理解の得られるものをつくっていきたくて考えております。

そして、現時点では、船で例えれば、川根本町丸の5本のマストというのは先ほど言った5つ

のプロジェクトであります。それを变えて、例えばブロードバンドのように新たな時代の要請によって変わっていくものがあるかと思えますけれども、やはりこの帆を5本しっかり張ることによって、川根本町というまちづくりが進むと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、この風をしっかり受けるよう、しっかりやっていきたい。ただし、早急にやれば、ばらばらの方向に行く可能性もありますので、しっかり手順を踏みながら、それぞれの5本というのを1本の方向で船が進むような帆になるよう、それぞれの分野で意見を賜り、計画を立てて推進していきたいと考えております。

急ぎもせず、ゆっくりもせず、しっかりやりたいと思います。

議長（佐藤公敏君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

次に、鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 一般質問のしんがりを務めます鈴木多津枝でございます。通告に従いまして質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問は、全国的に深刻な問題となって久しい少子化対策についてです。

夫婦が理想とする子供の平均数は2.56人とのことですが、1人の女性が一生の間に産む子供の数、いわゆる合計特殊出生率は2004年についに1.29人となったと発表されました。

1989年の1.57ショック以来、政府は94年にはエンゼルプランを、2000年には新エンゼルプランを、2002年には少子化対策プラスワンをまとめて、共働き家庭のための保育に関する施策だけでなく、男性を含めた働き方を見直して、父親の育児参加の必要性や地域における子供の支援、社会保障における次世代育成などの柱を追加しました。そして、2003年には子育てをしているすべての家庭や親、これから親になる人たちのために必要な施策を実施するための少子化社会対策基本法が成立しました。2004年には同法に基づく少子化社会対策大綱が閣議決定され、大綱の施策推進のために子ども・子育て応援プランを策定して、全国の市町村に地域行動計画を策定させ、子育て支援に取り組むことが義務づけられたのは記憶に新しいことと思います。

当町でも地域行動計画を策定し、その推進に取り組んでおられると思いますが、町長は本腰を入れた少子化対策や、子供を守り、子育てしやすいまちづくりをどのように進めるお考えか、お伺いします。

そして、具体的施策の第1に、一昨年に後退させた要望の強い乳幼児医療費補助の所得制限、入院時食事負担を廃止し、対象年齢を小学校卒業までに引き上げて、だれもが安心して子育てできるようにする考えはおありでないか伺います。そのために必要な経費は、過去の推計などから、およそ幾らぐらいかお伺いします。

また、県内の市町の上乗せ状況はどのようになっているかお伺いします。

2つ目の子育て支援として、出産祝い金を島田市並みに思い切って増額する考えはないかお伺いします。

3つ目に、このたび、藤川区民全体の86.32%に当たる505名もの署名を添えて、藤川保育園の存続を望む陳情書が届けられました。これまでも繰り返し述べてきたことですが、藤川保育園は建設してからまだ10年もたっていないし、建設時よりも園児も増え、地域の人たちの大半が存続を願っている現状で、廃園にする理由など全くないことが明らかになりました。

町の宝である子供たちとの数少ない触れ合いの場として、高齢者との自発的、活発なふれあい事業が取り組まれてきています。子供にとっても最良の環境を守り、高齢者との交流を拡充することが行政としても重要な課題のはずです。建設時の約束を守り、存続して、小さい園だからこそ可能な園児と高齢者との交流事業や低学年児童の放課後学童クラブなど、兄弟やお年寄りとの交流が少なくなった今の子供たちが豊かな体験ができるよう、活用するお考えはないか伺います。

4つ目に、発達のおくれなのか個人差なのかわからないまま、何か育てにくいと悩んでおられる親が増えています。軽度発達障害児への自治体の対応が重要になっています。早期から適切なかわり方をすることが大切と言われている軽度発達障害児については、乳幼児健診などでの早期発見を可能にする指標や基準を備えている市町が少なく、担当する保健師の間では経験や主観に頼っての対応でいいのかと不安の声も出されていますが、当町での軽度発達障害児の早期発見や早期支援はどのようになっているのか、現状と今後の取り組みについて町長のお考えを伺います。

次に、町民の暮らしを守るための質問を行います。

小泉内閣が発足した2002年から昨年までの4年間に行われた負担増は6.7兆円、既に決定し、今後3年以内に実施が予定されている負担増が3.9兆円あり、今後3年間で新たにねらわれている負担増も約3兆円と見込まれ、これらを合わせると7年間で14兆円もの負担増となります。年平均約2兆円のペースで国民負担が増大している計算になります。

今、開かれている国会の論戦で、小泉構造改革の影響の1つである格差拡大が論戦の焦点となっていますが、既に平均的サラリーマン世帯では約12万円の負担増となっており、今後3年間でさらに8万円近い負担増が待ち受けていると言われていています。実に1カ月分の給与が消えていく計算です。現に、国の平成18年度予算案には定率減税の全廃、医療費の値上げなど2兆7,000億円もの国民負担が盛り込まれ、格差拡大と貧困に追い打ちをかける国民負担増によって、国民から夢も希望も奪い去る、寒々とした弱肉強食の政治をこのまま続けていいのかという声上がり、改革を推進してきた与党や民主党からさえも、格差拡大を懸念する声が出ています。

そこでお聞きしますが、既に実施されている老年者控除などの廃止、及びことし行われようとしている定率減税の縮小の影響について、当町ではどのようになっているのか。税額だけでなく、国保税や介護保険料、町の福祉施策などでの影響を、具体的にモデルケースなどを示して報告をお願いいたします。

次に、国保税条例や介護保険条例に設けている減免規定の第5項、その他町長が必要と認める場合の規定について、実際に生活困窮者に適用できる実効あるものにするために具体的な規則が必要と思われませんが、町長はどのように考えておられるか伺います。

次に、最後の質問になりますが、ことし、3年ごとの見直しが行われる65歳以上の介護保険料が、これから3年間で基準額で月額3,100円にするという案が提案され、第1常任委員会でも採決が行われて、既に可決されました。しかし、旧中川根の人たちにとっては、一気に月額700円もの値上げとなり、しかも徴収は8月からとのことで、4月からの値上げの未収分を加えると、さらに大きな値上げ幅となり、高齢者の暮らしを圧迫することは明らかです。税制改革の影響で、非課税から課税となることで所得ランクが上がる人には、3年間で正規の税額にする激変緩和が

盛り込まれましたが、単なる値上げの影響には何の緩和策も講じていません。急激な保険料値上げになる人にも同様の激変緩和が必要と思いますが、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

以上、最初の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

少子化対策についてであります。

乳幼児医療費助成の所得制限あるいは入院時食費負担を廃止という、対象年齢を小学校卒業まで上げたらどうかというような御質問であります。

このことに関しては、所得や資産を有するなど負担能力のある方は、年齢にかかわらず、その能力に応じて公平に負担を分かち合うことが社会保障あるいは福祉分野での趨勢となっていることや、より支援を必要とする子育て家庭の経済的負担を軽減するという観点から、一定の所得がある方については給付の対象外としたいと考えております。この考えについて、今まで同様、大きな変化はございません。

例えば現在、平成17年度の乳幼児医療費助成、県下43市町の実施状況についてであります。市町単独事業の就学児童年齢までの拡大を行っている市町村はなく、入院の食事療養費助成のあるものは13、なしが30であります。また、入院時の自己負担のあるものが29、なしが14であります。通院の自己負担のあるものが33、なしが10、そして所得制限のあるものが14、なしが29であります。

もし当町でという場合でありますけれども、必要とされる経費については、各年の医療費の動きが大きいことから推計も難しいわけですが、実施すると600万円程度が、こうした小学校卒業まで上げた場合、必要ではないかというふうに思っております。乳幼児医療費の助成事業に関して、現在の制度で所得制限、入院時食事療養費廃止の場合80万円の増、そして所得制限、入院時食事療養費廃止の場合40万円の増、先ほど申し上げたように、対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合600万円の負担増と考えております。

また、従来は、こうした助成制度というのは郡下統一あるいは近隣市町村統一というような流れで行ってきましてけれども、やはりこれらについても、先ほど申し上げたように、守るべきもの、あるいはそれを行わないもの、それぞれその地域の状況によって住民の判断を仰がなければならない。近隣の状況というのも大きな参考にはなりますけれども、川根本町としてどういう姿勢で取り組むのか、そういったことをしっかり議論した上で、これらの制度の改編等は考えていきたいと考えております。

2番目であります。

出産祝い金の増額の検討かということでありまして、出産祝い金等につきましては、既に御承知のとおり、川根本町ふるさと定住対策事業奨励金等交付要綱により支給しているところであります。町におきましても、今までの支給金額について、平成17年9月合併時より増額支給について検討したところであります。平成18年度当初予算において、次のとおり支給金額の増額について予算計上させていただいております。

出産祝い金につきましては、生存1人目1万円を2万円に、生存2人目1万5,000円を3万円に、3人目2万円を5万円にしたところであります。

結婚祝い金は、1組に対して2万円を5万円に改正させていただき、来月4月1日より適用していきたいと考えております。

この議論の過程で、川根本町としての子育て支援を明確にするためにさらなる増額という意見もいろいろ検討したわけでありますけれども、こうした継続性のある事業に関しては、極端に3月31日と4月1日ということに変化があるのも、ある意味では不公平感を持たれるのではないかなというような考えもあり、このことにつきましては、私もこれでその他の子育て支援事業とのいろいろなバランスを考えながら、今後とも検討課題であろうという認識を持っております。また、これは当事者たちの意見あるいは議会サイドからの全体的な財源配分の中からも御意見をいただきながら、検討していきたいと考えております。

藤川保育園に関してでありますけれども、これも特に大きな影響のある保護者の方、そして今まで藤川保育園を支えてこられた地区の方々と協議を進めております。基本的な方針は、保育所運営委員会から公立1園化の方向が望ましいという附帯決議をいただいた答申をいただいておりますので、基本的には、その答申を尊重しながら事を進めていきますけれども、このことに関しては十分藤川地区の保護者の方、地区の方々と協議した上で、合意の上で新たな仕組みというのを考えていきたいと考えております。

また、学童保育についても、これは小学校の学習活動との整合性をかんがみながら、これからこうしたものも対応していかなければならない、私はそういうふうに思っております。これは、場所というのは最適な場所を選んでいきたいと考えております。

また、高齢者との交流等、今まで同様、保育活動の一環として行ってきましたが、今後とも、どのような状況になっても、こうしたことは子供のためにも、あるいは高齢者の方々の生きがいと言っては大変失礼ですが、そういうためにも、今後とも継続的にしていきたい。

町内のいわゆる社会的資源、組織、施設等を利用しながら、幅広い交流事業あるいは低学年の放課後児童クラブ、放課後のサポート等をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、平成18年度はこのまま藤川保育園は存続しますので、その中でまた藤川区の方々、保護者の方々と十分協議をして事を進めていきたいと考えております。

軽度発達障害児についてであります。

現在、児童の健診時や保護者等からの相談により発見された、あるいは認識された児童については、中央児童相談所、関係機関との調整をし、個々の対応をしております。また、町立保育園においても障害を持たれたお子さんに対し、可能な限り受け入れ態勢に努めております。小学校・中学校就学時におきましても、教育委員会、就学指導委員会による福祉担当を加えての協議など、その児童、その生徒によってよりよい支援策は何かを検討し、対応していきたいと考えております。

また、平成18年度中に障害福祉計画を策定する予定となっており、その中においても支援策、調整方法等を検討していきたいと考えております。

また、そうした軽度障害発達児をどのような形で受け入れていくか、あるいは認識していくか

という、その仕組みをつくる、あるいはマニュアル等をつくる必要性があるかという御指摘でありますけれども、今後ともそうしたことが漏れなく行われるよう、そうした担当者が共通認識を持つ何らかの方策は必要かと考えております。この軽度発達障害児に関しては、こうした方法が一番いいんだという決まったものはないと思いますので、冒頭申し上げたように個々の対応をすること、それを可能にする仕組みというのをしっかり維持しながら、そのお子様に合った対応を町の機能として可能な限り対応していきたいと思っております。

新聞報道等によると、いわゆるそうした軽度発達障害というのが、いわゆる困ったねという、そういう認識ではなく、困っている子を助けていくんだ、そういう認識を周りがしっかり持ち、その対応をしていくことが大事と私も考えておりますので、この軽度発達障害児に関してはしっかり受けとめていきたいと思っております。

それから、老年者控除の廃止並びに定率減税の縮小の影響について、数字的なことは担当の方からまた後ほど説明していただきますけれども、介護保険における第1号被保険者の税制改革での影響について、第3期介護保険事業計画策定に際しても、その見込みとなる数を推計した経緯がありますが、実際には所得税確定申告や住民税申告が整理され、住民税等、課税がなされてからわかるものであります。この税制改革により第1号被保険者の介護保険料の段階が変更した者については、激変緩和措置による調整率を適用することとなっております。これは平成18年度、19年度の適用と認識しております。

また、高齢者にかかわる施策の中で、所得要件によりサービスの利用制限や利用者負担の決定について決められている事業は、家庭介護用品の支給事業、老人日常生活用具給付事業がありますが、現在、このサービスの利用者はいない状況であります。

障害児あるいは障害者にかかわる施策においては、平成18年4月以降、障害者自立支援法の施行による今後の利用者負担が変更されることと、対象者の利用サービスの状況や利用施設の状況によって負担が変わってくるため、現状では影響額の推計は難しいものと思っております。

また、こうした影響があるということを十分認識しながら、その動向を注視していきたいと考えております。

減免規定の、その他町長が必要と認める場合についての御質疑であります。

介護保険条例の制定については、この条例の趣旨以下、第4条の第1号被保険者保険料の取り扱いと、附則第2条の税制改正に伴う激変緩和を除き、中川根町及び本川根町の介護保険条例を継承しております。この第12条に規定する減免等の取り扱いの、その他町長が必要と認める場合にありましても、旧両町の介護保険料減免基準及び事務取り扱い要領の内容と同じく要領を告示し、引き続き平成18年4月1日からも同様に扱うものです。

これは、その世帯の実質収入見込み額が生活保護法による生活費認定基準以下であることや、資産等が保護の要否判定基準以下であることを定めたものであります。

今回、新たに設けられた第2段階において、年金のみの収入80万円以下の方が第1段階相当の調整率となることで、低所得者層の負担軽減の範囲は確実に広がるものと考えております。国民年金のみの方で500人程度が、この範囲に入ると思っております。

介護保険料の値上げに伴い、急激な負担増になる人たちへの激変緩和という御指摘であります。

平成18年度から平成20年度における第1号被保険者介護保険料につきましては、同期間における第3期介護保険事業計画の策定を保健福祉サービス推進協議会本部会、同高齢者福祉部会にて審議を重ねていただき、算定に至ったものであります。保険料基準月額3,100円は、この計画の3年間のサービス量に基づき御負担いただく19%の第1号被保険者からの保険料収納必要額を所得段階別の加入者に補正率を掛け、また、税制改正による激変緩和調整率を掛けた補正後の人数により求めたものであります。これは、加入する被保険者全体で必要とする額を負担していただき、制度の中でその能力に応じて公平に負担を分かち合うことをお願いするものであります。激変緩和をすることで低所得者層への負担増も考えられることから、現在ではそうした措置を必要とは考えておりません。

また、3,100円という数字においても、これはサービス量に基づいて出てきたものでありますので、そのサービスを提供するためにはこの金額が必要でありますので、御理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

あと、モデルケースについては担当から説明します。

議長（佐藤公敏君） 税務課長。

税務課長（鈴木一男君） 鈴木議員からの質問で、老年者控除の廃止及び定率減税の影響についてということですが、お答えします。

3月15日をもちまして、平成17年分の所得税の確定申告並びに町県民税の申告が終了いたしました。今回の申告にかかわる税制改正は、平成16年度税制改正におきまして改正されました公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止、それから平成17年度、改正しました住民税老年者非課税の廃止等によるものであります。

平成18年度個人町民税につきまして、非課税から納税に流れる方は600人ぐらいと推定いたします。町の均等割税収額を60万円、所得税税収額の内訳として老年者控除の廃止により1,050万円、公的年金の引き下げにより330万円と推定いたしました。また、町県民税の定率減税の縮減におきましては、昨年の税制改正により本年度より2分の1に縮減されます。

それでは、具体的にモデルを使いまして説明させていただきます。

税制改正による影響について、平成16年分の、現在まだ平成17年分の確定申告の結果が出ておりませんので、平成16年分の課税内容をもとにいたしまして、モデルケースによって説明させていただきます。

65歳夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入250万円、妻の年金収入なし、その他の所得のない場合、所得税と住民税を税改正前と税改正後の比較をいたしました。税改正前は所得税ゼロ円、住民税非課税に対しまして、改正後については所得税3万4,000円の課税、住民税2万5,800円の課税、合計5万9,800円の課税が想定されます。

定率減税の縮減による影響といたしまして、やはり税制改正同様、平成16年度の課税内容をもとにしてモデルケースをつくりました。標準的な家庭、夫婦子供2人、夫の給与収入500万円、妻は専業主婦、子供1人特定扶養といたしまして、平成17年分負担額15万9,800円、平成18年分負担分17万7,400円となり、1万7,600円の負担増が想定されます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） お忙しい中にいろいろ調べていただいて、本当にありがとうございました。

ただいまの答弁でも、本当に住民の人たちのこれからの暮らしがいかにか大変になるかということがひしひしと伝わってきたわけです。特に高齢者においては大変になるということで、これから再質問を幾つかさせていただきましても、時間の許す限り。まずは順を追って、乳幼児医療費のところから再質問をさせていただきます。

旧中川根町で、一昨年12月から県が補助年齢を小学校入学前まで引き上げたということで、県より一足早く町ではやったわけですが、県が入学まで引き上げたということに合わせて、乳幼児医療費の、要するに補助対象の後退が行われたわけですね。この乳幼児医療費というのは1回500円、当町で取ってありますのは、完全無料のところもありますけれども、当町は1回500円、月4回までということで、その後は何回かかっても無料という、本当に子育てをしている親御さんにとってはもう本当に助かる制度だということで、始まったときには多くの喜びの声をいただきました。私がやったわけではないんですけれども、ニュースをお知らせするものだから、漁夫の利ではありませんけれども、たくさんの声が来しました。

私は、そういういい制度をつくった当町が、旧中川根町で県の補助引き上げに合わせて制度を後退してしまった。入院のときの食費を補助対象から外したり、本当にわずかな子供たちを親の所得制限を設けて対象から外してしまう。予算委員会のときも五、六人だというふうなお答えがありましたけれども、その事務作業量というのは本当に大変なものだと思うんですよ、選び出すのに。そのことで、先ほど町長もお答えがありましたけれども、県内の14の市町で所得制限を導入していますけれども、29の市町は県の補助に上乘せをして所得制限は設けていないという状況が出ています。もちろん、制度として後退させたくないという熱意もあったでしょう。でも、何力所かの自治体に電話をかけたら、結局、担当の方が、そのわずかの所得制限から外すための事務作業量を考えたら、ない方がよほど、そういうのは導入しない方がいいですよというお答えを二、三人からいただきました。

ですから私も、当町でもそういうことをやるべきだと。後退させたままでいて、せっかくの、新聞報道などでも知っていると思うんですよ。補助制度が上がったということはわかっているはずですから、そういう喜びを子育てをしている親御さんたちに、たとえ少し所得が多い人がいても一緒に喜んでもらう、味わってもらう、それが小さい町のやるべきことではないかと思うんです。

本当に物すごく大金持ちの人がもし仮にいたとしても、私は、子育てする苦労というのは本当に何かで報われたい。楽しみもたくさんありますけれども、やはりそこを平等に行政が見てくれるということが子育てへの勇気になっていくのではないかと思うんです。

町長は先ほど、こういう所得制限や食費を外すことに対しては、近隣の状況でまねしてやるべきことではないみたいなことを言われましたけれども、その必要性については今後、前回の答弁とは少し前進をしたかなと思いましたのは、町の施策として、もしこれを見直す場合には適切か

どうかを十分に協議をしてやらなければならないというふうに言われたんですけども、町長はどこでだれとこういう、本当に私は必要のないことをやっていると思うんですけども、見直しについても協議されるのか。また、その議論をどうやって進めていくのか、そのことについて、まず最初にお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 子育て支援のいろいろな計画の中で、お母さん方あるいは家庭の、あるいは地域の要望等も、いろいろな御意見を伺っております。その中でやはり優先順位が高いというものを行政として実行していきたい。

現時点での乳幼児医療費助成制度が、機能しないほどの低レベルのものとは私は思っておりません。もちろん、さらにいい制度ということで充実することも必要な地域もあるでしょうし、そうした余力のある、あるいはそういった考えを持ってやっている地域もあるかと思います。それは一つの地域の考え方だと思っております。現時点では私は、この乳幼児医療費助成制度というのは、十分ではないけれども、一定限の機能を果たしていると思っております。

また、事務費の問題であります。

極論、切り詰めていけば、その事務がかかるからこうした制度をオープンにするとかいう考え方もあるかと思いますが、やはり行政を運営して住民の理解を得るというのは、こういう考えでやっているんだ、こういう必要だからこういうことをやるんだ、必要だからここはここまでだという、そうした1本の筋がなければ住民の方々の協力は得られないと思っておりますので、事務事業というレベルでこの問題を、現時点では、考えるつもりはございません。

これからもいろいろな形で子育てをしているお母さん方の意見を聞く、これは総合計画にも関係しますけれども、そういった意見を聞く場は持っていくつもりであります。また、例えば保育園の保護者、幼稚園の保護者の方、そういった方々にそういったテーマを投げて議論していただく、いろいろな方法を取りながら、では今、何が一番必要なのか、その中に学童保育が出てくるかもしれない、この乳幼児医療の問題が出てくるかもしれない、あるいは、もっとさかのぼって出産祝い金の問題が出てくるかもしれない、そういったしっかりとした状況を確認しながら、こうした総合的な子育て支援というのを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 検討されるというふうに言われたわけですから、そこを、どこでだれと、検討というか、必要かどうかを議論していくということをされるのかということをお尋ねしたんです。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの私の説明の中で、この乳幼児医療費助成に関して意見を求めるとかという話ではなく、総合的な子育て支援の中で、お母さん方が何が一番行政として不足しているのか、あるいは地域として不足しているのか。その中で、例えば我々が予算を使ってやる部分は何なのか、そういった幅広い議論の中で子育て支援策を今後とも検討していきたいと考えている。

そういった場というのは総合計画の場であり、あるいは保護者との懇談であり、いろいろな場が持てるだろう。あるいは子育ての支援計画も、もうそういった調査もしておりますし、その中から重点事項というのをしっかり実現していく。そういったさまざまな取り組みの仕方があると申し上げました。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 乳幼児医療費制度が一定限の機能を果たしていると評価されているとか、町長の評価は余り高くないのかなと思いつつ先ほど御答弁を聞いていたんですけども、この乳幼児医療費補助に対する子育てのお母さんたちの評価は、本当に大きいものがあるんですよ。だから、そこから外されるわずかの親御さんたちのことを少しは考えてみてくださいということを行っているんです。

そこをやめれば事務量も減るし、そして、そんなに大きなお金が必要でもない。所得があなたはあるでしょう、だから補助はできないんですよということをやっている、いい町なのか。その外されたお宅のお母さんたちは、では、病院でどうやって料金を払うんですか。では、その人は、あなたはたくさんお金がある人なんですねというのが、そこにいる人たちにみんなわかってしまいますよ。だから受けられないんですねというふうに差別をしていくつもりですか、ずっと。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的にどのように払うかという、いろいろなケースがあるかと思いません。

私の基本的な、例えば医療費に関しては、そういった所得制限が必要だろう。この食事制限には、またもう一点、どういった場合でも食事を人間はするわけですので、そういった意味では入院だろうが家庭にいようと、そうした部分の一定の負担をするというのは、これは制度を継続的に維持するためには必要なことだろうと思っております。

所得制限に関して、先ほど言ったように一定の効果というのは、今、もっと上げるという議論をしている中で、これは十分効果があるという言い回しよりも、私としては、一定の効果があるというのが中立な表現だということやって、私は、決してこれが効果がないとは思っておりません。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 乳幼児医療費は、病院に行って支払うときに500円払えばいいわけですよ、窓口住民払いで。所得制限で外された人は、かかった費用の3割をそこで払うわけですよ。周りの人たちそれを見ていて、あの人は子供さん連れてきて、何で私たちは500円でいいのにあの人はあんなにたくさん払わなければ……。ああ、そうか、所得制限で外されているんだな、たくさんお金があるんだな、そういう気持ちを町民の人たちの中につくっていいんですかということ、今、お聞きしたんです。どうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） このことに限らず、そうした制度を維持するためには、その制度に乗っかる人、乗っからない人がいるわけですので、やはりそういった状況の中で最大限理解をしていただくしかないと思っておりますし、また、我々としても、こうした制度がある、こうした運用を

しているということを住民の方々にしっかり知らせていくことが必要かと思っております。

そうした、例えば窓口支払いの差とか、そういったものは当然あるかと思えますけれども、そうしたものに関しても、皆さんがそれぞれの立場で理解していく、そういった社会をつくっていくしかないのかなと。

川根本町の立場としては、こうした乳幼児医療だけを充実すれば、本町のいわゆる福祉サービスあるいは子育て支援が完結するわけございませんので、幅広く物事を考えていかなければならない。そういう視点で協議をしていかなければならんと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私は、子育て支援を乳幼児医療費だけで申しているつもりは全くありません。近隣でも、島田市、吉田町が今年度から所得制限を廃止するということが伝えられました。わずかな人を除外するために、先ほどから事務量が煩雑になるよ、そして窓口での支払いのときの差が、差別が、明らかに住民の人たちの間に出てきますよということを申しています。

ぜひ廃止の方向で、またこれもいろいろな会合があるでしょうから、ぜひ廃止できるように検討していただきたい。私もそのために、また住民の人たちと頑張っていきたいと思っております。

次に、島田市ではさわやか子育て支援金というのを支給して、新聞にも先日載りましたけれども、9人目が産まれて100万円いただいたということで。また、不妊治療費も以前から補助しています。学童クラブの増設し、今年度は障害児の放課後学童クラブを金谷小学校の空き教室に設置するというニュースも載りました。当町の住民の方から、本当にこれはちょっと耳の痛い、言いにくいことなんですけれども、役場の若い職員が島田市からたくさん通っているけれども、けしからんではないかという言葉も何度かいただきます。私はそのたびに、その職員が島田市から通わなければならない何かの理由があるんでしょうということで答えていますけれども、本当に、そのためにも若者定住の地名の住宅建設も急いでほしいなと思って、これまで心の中で応援をしてきたつもりです。

そういう中で、若い人たちが、住宅選択の自由が当然職員の方だってあるわけですから、このように近隣の自治体でもやることを、うちの町でも、先ほど町長は近隣の状況で左右されないというふうなことを言いましたけれども、私は、本当に必要なことだと思うんです。近隣のことを考えるのも本当に必要なことで、若い人たちに本当にこの町が子育てしやすい町だよ、川根本町で子育てしたいよというふうを選んでもらえる町にするには、頑張っ、私は子育て一番のまちづくりをというふうにいつも訴えていますけれども、ぜひそういうまちづくりを進めていただきたいし、町長がよく言われる、小さくてもきらりと輝くまちづくりを目指しているという、その目標で生まれた川根本町ですから、ぜひ川根本町誕生のお祝いに、町民の方たちにも大きな子育て支援のプレゼントとして、出産祝い金あるいは結婚祝い金、あるいは乳幼児医療費の引き上げあるいは所得制限の廃止、どこの町にも、どこの市にも負けない制度として育て上げていただきたいと心からお願いいたします。

さて、次に、藤川保育園の建てかえについてですけれども、藤川保育園は、建てかえのときに行政が議会に説明した内容は、これまでも何度も述べたわけですけれども、藤川地区も高齢者が増えて、元気に過ごしていただくために園に来ていただき、園児との交流活動を年間を通して計

画して取り組んできているから、お年寄りの方からも、平らで歩いて行ける便利なところに移転して、もっと交流できるようにしてほしいとの声が寄せられている、だから、園でも子供たちの健やかな成長のためにもお年寄りとの交流は大事だと考えているから、ぜひ認めていただきたいという説明を私たちは受けました。

そのとき近くに徳山聖母保育園があって、また、そのときの藤川保育園の園児は12名か13名でした。今よりはるかに少ない人数で、そういう聖母がすぐある、幼稚園もあるという条件の中でも1億円以上をかけて建てかえを決意したわけです。その決意の根底には、地域でお年寄りの人たちに元気に子供たちと交流していただきたい、子供にも豊かな体験をさせたい、お年寄りにも子供たちと元気に過ごしていただきたい、そういう目的があったからこそみんなが認めた、その当時の議会でみんなが認めた、住民の人たちも認めた施策だったと思うんです。

それに対して町長は、本当に乱暴に1園化を打ち出しました。先ほどの答弁で、平成18年度はとりあえず統廃合はしないと言っていますが、地域の人たちの声はきっと、平成18年度だけ残してくれればいいよという話ではないと思うんです。本当に、これからまた集約については住民の人たちと協議をしていきたいということですが、ぜひ十分な協議をして、平成18年度1年ということではないということ、協議の内容によっては本当に存続に向けた見直しもあり得るし、また子供たちが、人数が本当にいなくなってしまうとすれば保育園として機能しないわけですから、それは仕方ありません。そういうふうに、地域の人が「もう本当に無理だからしょうがないよ」と言うまで残していただけるかどうか、お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 保育園の設置の目的というのは、保育に欠ける子供たちの面倒を見る、あるいは幅広い意味での子育て支援、あるいは地域として子供を育てる、そういった幅広い意味があるかと思います。ただ、それを裏づけるためには財政的なもの、あるいは何よりも子供の保育環境を維持するというのも大事だと思っております。

小さくて、あるいは小ぢんまりした園のよさもありますし、あるいは集団的な遊びの中で、あるいは集団的保育の中で子供の成長を促す大事な時期であります。大事な時期の昼間というか、預かるわけですので、そうした保育環境の整備という観点からも、幅広い検討をしていきたい。そういったことを住民の方々と、あるいは保護者の方々と話し合いながら方向づけをしていきたいなというふうに思っております。

いつまで、これからもずっととか、いつまでとか、そういったことは当然この協議の中でおのずと集約されてくるのではないかと、そんなふうに思っております。

また、建てかえ時の、総意で事が進んだと思っておりますけれども、そのときの社会的な状況あるいは地域の状況、町の役場の状況、それと今の状況とは、やはり大きな変化があるかと思っておりますが、そういったことも住民の方々に説明しながら話を進めていきたいと思っております。

ただ、根底には、藤川保育園の存続のために、存続というか、活動をするために地域の方々の御支援、そして高齢者の方々の本当に幅広い協力があって今の藤川保育園があったということは肝に銘じながら、その話し合いの音頭をとる私は、常にその感謝の気持ちというのは持ち続けなければならないというふうに思っております。

私は、子供にとって一番いい保育環境は何なのかということを中心に、これからも話し合いを進めていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 少し答弁が前向きになったということで、私も大変、今後の町長の姿勢を期待するわけですが、町長は保育園の集約の一番の理由を、少数の園で十分な子育てができないということがあるみたいですが、集団の必要性というのが小さい子に本当にあるのかどうか、私は非常に疑問を抱くところですが、それは考え方の違いということで、例えば、昔は保育園などない時代、大勢子供がいて、家の中で十分に子供は大人の生活を見て、兄弟にもまれて賢く育っていったわけですね。そういう環境があればいいわけで、少ないからといって、保育園で一番大事なのは安全に大人の保育士さん、専門の保育士さんがきちんとそばで親のかわりに見てくれる環境なのかどうか、それが一番大事だと思います。

そして、集団で大勢の子供たちがイモの子のようになってたくましくというんだったら、またよその園との交流活動だってできますし、先日、一般質問の通告と一緒に新聞の切り抜きを町長にお渡ししましたが、その中の1つに、福岡県の古賀市で、小学校の元教員の宿舎を使って高齢者と子供たちが年齢に応じて昔の遊びやゲームを、将棋とか花札とか、いろはかるたとか竹とんぼ、折り紙、あやとり、もう本当にお年寄り遊びの宝だ、宝庫だと。そして、子供たちはお年寄り遊びの相手として最良の仲間だ、相手だということでやっている楽しい記事が載っていました。ボランティアの組織、えんがわクラブという例が紹介されたわけですが、私は、こういう取り組みが今、この川根本町で必要なのではないかと考えています。

ぜひ保育園も学校も、統廃合をしていくのではなくて、本当に地域に大切な宝だということで前向きに考えていただきたい。財政の問題は、どこにお金を使うかという選択の基準の問題であって、本当に私は、不採算施設や山奥の林道に多額のお金をつぎ込むのに比べれば、国からの交付金もちゃんと来ますし、本当に若い人たちの職場も守っているわけですから、経済的な効果というのは大きいと思うんですが、町長にぜひそのことをお願いします。期待します。

そして、一番最後の質問ですが、65歳以上の高齢者への負担増の影響というものを先ほど御答弁いただきました。大変深刻な状態でした。

昨年行われた税制改革では、前年の所得の合計が1,000万円以下の人に対して所得税で50万円、住民税で48万円の老年者控除が廃止されました。公的年金収入からの控除額も、最低額の140万円から120万円への引き下げになりました。年金生活の場合、既に昨年2月から年金から天引きされる所得税が増額され、「年寄りは死ねということか」という怒りの電話が社会保険庁などに殺到したと報道されました。

2006年度には住民税も増税となり、これらの増税に連動して、国保税や介護保険料、町の福祉サービスへの影響も出てきます。それに加えて定率減税の半減・廃止、介護保険料の3年に1度の見直しによる基準額の引き上げ、老人医療の自己負担の引き上げなど、相次いで負担増がかぶってきます。介護サービスを受ける人は、ホテルコストなどや利用料の値上げもかかってくる。その上、唯一の収入源である年金給付までマイナス・スライドとなる傾向が示されています。

このように、国のショットガンの負担増が続けられている今の政治のもとで、今こそ町でやれ

る救済策はできる限り活用して、住民を守る行政の決意が必要だと思います。町の広報は当然ですが、町長、先ほどからいろいろ一人一人の状況を、影響を注意深く見ながら対応していくということも言われましたけれども、ぜひ、一人一人の顔が見える小さな町ですので、その利点を生かして、温かい血の通った訪問相談や手続の支援などが必要と思われませんが、町長はその方法をどのように考えておられるのか、最後にお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 1万人近い住民がいるわけですので、行政がすべて個別対応に終始すれば收拾がつかないことになるかと思えますけれども、例えばこうした高齢者、あるいは、いわゆる社会的な弱者に関してはやはりケース・バイ・ケースで、より住民に近いところに視点を置きながら、その中で活用できる制度というのを利用しながら、あるいは資金的な支援ではなくても精神的な支援が地域でできるような仕組みをつくっていく、そういったさまざまな方法でこうした方々の暮らしを守っていきたいし、この町に住んでよかったなと思いつけてほしいと思っております。

そういう意味では、行政だけではなく、いろいろな方々の協力を得ながらこうした方々の支援体制を構築していきたい、また、そういった方々が協力していただけるような行政でありたいと思っております。

趣旨は十分わかっております。そうしたものを役場の力を利用しながら、組織を利用しながら住民の方を守っていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

それでは、3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で一般質問を終わります。